

116

194

下野神社沿革誌

卷之六

下野神社沿革誌卷之六

○芳賀郡

○真岡町

○大内村

○中村

○長沼村

○久下田町

○物部村

○山前村

○田野村

○益子町

○水橋村

○附録本郡神職傳記

二丁

三丁

四丁

五丁

七丁

八丁

九丁

十二丁

十四丁

四十丁

○七井村

○逆川村

○茂木町

○中川村

○須藤村

○小貝村

○市羽村

○南高根澤村

○祖母井村

○清原村

十七丁

二十二丁

二十六丁

三十丁

三十二丁

三十四丁

三十六丁

三十七丁

三十九丁

四十二丁



下野神社沿革誌卷之六

前大學教授兼陸軍教授從六位內藤耻叟 校閱

高雄神社々掌

栃木縣皇典講究分所商議員風山廣雄 謹編

芳賀郡

本郡は下野の東南に偏する一郡にして北は鹽谷那須の兩郡に接し西は鬼怒川を挾みて河内下都賀の二郡に連り東南は山岳を限り或は田圃を通して常陸の眞壁西茨城那珂の三郡に隣し東西五里余南北九里余面積六十三方里余あり地勢高低なきに非されども甚た高峻なるものなく只獨り鷄足山の直立一千四百余尺を最とし佛頂雨卷の兩山あるに過ぎす其川流に至りては東に那珂川あり西に鬼怒川あり那珂川は源を那須郡に發し本郡東端を走りて常陸に入る鬼怒川は西端を流れて下都賀郡に走れり其他小貝川あり源を本郡小貝村に發し五行川は鹽谷郡氏家に發し共に南流して常陸に入る行屋川は眞岡町を過ぎ五行川に合流せるも皆小流にて舟筏の便あるなし

本郡は四町十六村にして市街の重なるは眞岡町にして稍郡の中央に位し郡衙所在の地にて眞岡木綿の産地たり次は茂木町にて現今人口五千人許ありて煙草及び紙楮の産地なるを以て眞岡と共に有名なり

今や茂木町には葉煙草専賣支局ありて郡内の葉煙草此地に集散せられ其年額實に二十余萬圓以上なると云ふ將來有望の地と云ふへし其他益子町久下田町等なり

本郡名勝として見るべきものなきも中川村の馬門に瀧あり其他鷓足山中那珂川の兩岸亦探くるの勝なきにあらず又古城趾には益子眞岡茂木千本赤羽七井祖母井等あり神社には眞岡町の延喜式内大前神社を殆め郷社七社村社百二十四社及び有名な無格社七社ありて其氏子戸數一万三千余戸人口九万五千余人を有す其他寺院にも一二の古跡あり

本郡教育は近年一大長足の進歩を以て小學教育の普及を見るに至りしは要するに郡長の獎勵に且町村學事關係者の熱心の計畫による結果なりと云はすんは非ざるなり而して第三中學は三十二年を以て眞岡町に開校せられたり實に教育の進歩著きと云ふへし

本郡の沿革に付ては常陸國境にあり自ら種々の變遷あれども其事歴多くは芳賀長沼益子三氏の興廢に過ぎざるもの、如し始め紀元千四百年代芳賀郡の人吉彌候部道足の女に位を授けられたりとあり當時本郡名の史乘に見へしを始めとす紀元千五百六十年代本郡の郷名には古家、廣瀬、芳賀、遠妹、物部、若績、承舍、石田、氏家、丈部、財部、川口、眞壁、新田の十四郷にして其家族に至りては紀元千七百年代益子城を築きしものを益子正隆とし夫より百二十余年後芳賀次郎大夫高解眞岡に城き芳賀氏と

稱し當時小山城主政光の子淡路守宗政なるもの長沼に城き長沼氏と稱し各々雄を奮り次て文明年間長沼氏亡ひ天正に至り益子氏亡ひ芳賀氏亦滅亡し徳川時代には只眞岡城のみ残りしか後之を廢し幕府領となし眞岡代官所と稱せり尋て明治初年代官山内源七郎幕府脱走士兵に黨せし故を以て殺さる代官所を廢し眞岡知縣事を置き鍋島貞幹此れを支配し明治二年之を廢して日光縣に屬し全四年十一月日光縣及び各藩の縣となりしものを廢し新に宇都宮縣を置き全郡百八十六町宿村を宇都宮縣に移し全六年之を廢して栃木縣に屬し以て今日に至りしものとす

眞岡町

本町は眞岡荒町、全田町、全臺町、全熊倉町、西郷、中郷、東郷、上下高間木、西高間木、龜山の舊四町七村を合せて一團體となせしものにて其幅員東西凡一里十五町南北凡三十一町にして荒町田町は商家連櫓し自ら中心となり自余の部落四周に点綴し往來交通頗る便なり地勢平坦にして山脈なく數派の小流域内を經流し風俗概ね淳厚儉素の風あり荒町田町は専ら商業に従事し其他は農業を勤め農産物を出す

古來沿革に付ては維新前は共に眞岡代官所支配に屬し后第二大區七小區に編入せられ後多少の變革を経て遂に今日の自治區をなすに至りしと云ふ

本町には有名なる延喜式内縣社大前神社ありて其氏子戸數七百八十餘戸を有す

眞岡町大字東郷字大前鎮座

延喜式内

縣社大前神社 祭神大己貴命事代主命 配祀荒樞大神天祖天神皇祖大神八百

萬神 建物 本社間口二間半 銅葺 拜殿間口八間 幣殿間口二間半 枋葺 神樂殿

間口二間 奥行三間 參籠所間口五間 社務所間口六間 末社八社 唐金燈籠一基 石燈籠四

基 石華表一基 木鳥居一基 寶物平家物語寫本全部 眞岡城主芳賀伊賀守清原高繼

太刀一口 芳賀佐兵衛尉清原高名 奉納觀應三年辰九月 唐宋大鑿若經六百卷 三藏法師玄奘奉詔譯筆人佐大江 宜村寄附明德三年十一月六日 扁

額一面 花山院内大臣愛徳公筆眞岡町塚田 某寄附文化十一年十二月十九日 大日本史百卷 浦和縣權大參事小山朝弘 寄附明治三年正月吉日 延喜式全

部 芳賀郡大内村大字上大田和小野寺 隆慶寄附明治二十七年九月廿三日 氏子 二千三十八戸 社司大和田茂教 下都賀郡瑞穂村 大字眞弓住

社掌 柳田茂平全所住 箕輪正治大内村大字飯住

本社の創立年月詳かならざれども古老の口碑に依れば神代の靈跡にして後神護景雲年間に至り社殿大

に荒廢せしかは氏子及び信徒等協力して改築せりと云ふ後天正年間兵燹に罹りて社殿悉く烏有に歸し

古記録灰燼す爲に天正以前の沿革盛衰は知るに由なし而れども往古より大内庄三十三郷の惣鎮守にし

て眞岡城主芳賀氏代々崇敬の社なり慶安元年十月十八日徳川將軍家光より祭祀料として朱印地八石を賜はり寛文十一年二月九日領主小田原侍從正則より除地八石余を寄附し以て神饌の料と定め神主風野氏別當神宮寺(明治維新の際復飾前田と改む)を置き常に奉仕せしむ後今の社神社掌に改たまる全二十五年内務省より保存資金として一百圓を下賜せらる又氏子塚田直四郎、飯田市太郎の二氏より若干の寄附地あり明治六年郷社に列し全十八年八月縣社に昇格す社域二千二百四十九坪老杉古檜鬱鬱し左に五行の清流あり右に田園綿亘し社背に一の池ありて芳賀沼と名つく池大ならざるも其水清冽にして池邊の風景頗る佳なり

大内村

本村は飯貝、京泉、堀内、上下大田和、原町新田、田島、赤羽新田、清水、上下鶯谷、下籠谷の舊十二村を合せしものにして其幅員東西凡二里十八町地形稍狹長にして民居所々に点在するも仮定縣道に沿ひ或は里道により聯絡し往來交通の便備はれり地勢概ね平坦にして原野多く數派の川流村内を貫けり風俗概ね朴直にして農耕に専ら勤勉の風あり古來沿革を尋ねるに往時は下籠谷は烏山藩の領邑に在り其他は總て眞岡代官所の支配に属し維新後第二大区七小區に編入せられ其後二戸長役場に分属せり次て今日自治の一村に至りしものとす

本村には村社七社其氏子戸數六百餘戸人口四千八百四十人を有す

大内村大字飯貝鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉册命 速玉男命 事解男命 祭日陰九月九日 建物 本社九尺 拜殿間口五間半 奥行二間半
幣殿間口九尺 奥行二間 末社二社 石華表一基 氏子百六十六戸惣代大塚宇平太 全森吉全庄太郎横井彌作 社掌箕輪正治全所 住

本社創立年月遠遠にして詳かならずと雖とも往古より武將崇敬の社にして徳川將軍より七石の朱印地及び除地五石を寄附せられ將軍代々崇敬淺からず隨て氏子村民の尊敬する社なり社實には從一位近衛篤磨の揮毫せる神號の扁額を本殿正面に掲ぐ奉仕は熊野山箕輪寺と稱し往古より別當たりしか維新の際復飾して勅額す社域九百五十九坪平坦の地にして古松老杉亭々と高く聳ひ馬場には櫻樹ありて花時には萬櫻亂發し艶雪香雲の風氣快爽なるを覺ゆ

全村大字堀内字貴船鎮座

村社貴船神社 祭神高靈神大雷神大山祇命菅原道眞命 建物 本社間口二間 奥行九尺 萱葺 拜殿間口四間 奥行二間 華表二基 幣殿間口二間 奥行二間半 寶物 大刀二振 氏子六十一戸 惣代六員 社掌今井勇全所 住

本社は往古より大田和郷の一社にして雨を主宰せる神なればとて旱魃の時は近郷より老若となく詣て雨を祈るに靈驗著しく人皆感せざるはなし本社は明治十八年三月の再建にして今井知義の代なり社域四百八十五坪平坦の地にして末社三社を有し社境頗る瀟洒なり

全村大字京泉字三の宮鎮座

村社相宮神社 祭神伊弉諾命伊弉册命 建物 本社間口一間 奥行五尺 拜殿間口三間 奥行二間 末社四社 華表一基 氏子六十四戸 惣代三員 社掌全上

本社創立は昌泰元年にして常陸國筑波神社と同神にて相の宮と稱す社域四百四十七坪及社有田一反三畝二十歩を有し明治六年村社に列せらる

全村大字上大和田字出流鎮座

村社大山神社 祭神大山祇命 建物 本社五尺 四方 雨覆二間一 尺四方 拜殿間口三間 奥行二間 末社六社 華表一基 氏子七十六戸 惣代員 社掌小池茂平全所 住

本社創立年月未だ詳かにせず社域五百三十四坪高燥の地にして古松蔚然として生へ繁り幽致愛すへし

全村大字上鷺谷鎮座

村社天神宮 祭神天照皇大神 建物 本社五尺 四方 華表一基 氏子二十戸 惣代員 社掌

本社勸請年月不詳社域三百九十五坪字北原に在り

全村大字下籠谷鎮座

村社高麗神社 祭神高麗神 建物 本社四方 雨覆四方 拜殿奥行二間 華表一基 氏子八十七戸 惣代員 社掌石川綏恭住全所

本社創建未だ詳かにせず社域九百八十五坪平坦の地にして杉檜蔚然と生へ繁り幽靜にして雅致あり

全村大字清水鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神根裂神 建物 本社五尺 拜殿奥行二間 幣殿奥行二間 雨覆三間 末社四社 華表一基 氏子五十六戸 惣代員 社掌櫻井沖山前村大字 西田井住

本社創立年月不詳社域九百五十三坪平坦の地に鎮す

中 村

本村は南中、若旅、寺内、八木岡、伊勢崎、茅堤、小橋、粕田、寺分、上下大沼、大沼、加倉、長田勝瓜及び柳林の舊十六村を合せしものにて幅員東西凡一里十八町南北凡同にして民居所々に點在し其間二線の仮定縣道ありて村内の兩端を貫通し往來等に不便を感ずることなし地勢平坦にして鬼怒川其西邊を經流し又其分水ありて中央を貫流せり村民多くは農桑の業に従事し勤勉の風あり

古來沿革に付ては往時は各領主を異にし或は大名に或は代官所支配に又は旗下の采地に屬し維新後其に第二大區六小區に編成せられ後分れて二三の戸長役場に分屬せしか町村制實施に當り團結して今の一村となれり

本村には有名なる中村郷社及村社二社氏子戸數五百六十余戸人口四千三百余人を有す

中村大字南中字宮本鎮座

郷社八幡宮 祭神譽田別命 祭日八月十五日 建物 本社奥行二間 幣殿奥行三間 拜殿奥行三間半 雨覆四方 末社二十七社 華表二基 石燈籠二基 氏子五百戸 惣代員 社司中里彦九郎住全所 社掌柳友三郎柳林住全村大字

本社は天武天皇の御宇白鳳四年勅令に依り諸國に八幡宮を勸請せし其一社なりと傳ふ後源賴朝全義家奥羽追討の時本社に戰勝を祈りし一社にして鎌倉右大將の時中村城主中村小太郎朝宗本社を崇敬し社殿を改造し社領を寄附し以て本城守護の神と稱す後中村常陸介宗村奥州伊達へ移封せらるゝと雖も社殿の造修維新の際まで怠たらずと云ふ慶安年間徳川將軍より若干の朱印地を下賜せられ全將軍代々崇敬を加へり殊に往古より十二郷の惣鎮守にして明治六年五月郷社に列せらる神主には中里氏(中里氏は地方の舊家にて頗る名族なり)を置き往昔より代々奉仕せしむ社域五千三百七十二坪にして古杉老

檜森々と繁茂し神寂ひて頗る雅致あり、社實には源頼朝社領寄附の簡札、伊達綱村の奉納せる盛重の刀一口書一通を蔵せり

全村大字八木岡字御宮鎮座

村社荒糧神社 祭神事代主命 建物 本社間口五尺 拜殿間口三間
末社六社 氏子四十四戸 社掌細島幸重全所 華表一基

本社創立遼遠にして不詳再建は元文三年二月二十二日なり社域五百二十坪平坦の地に古杉森々として繁茂し幽靜にして雅致あり神主は細島家往古より奉仕せり

全村大字伊勢崎字星宮林鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神根裂神 建物 本社三尺 拜殿四尺 華表一基 氏子七戸
惣代二員 社掌

本社創建不詳再建延享二年にして明治六年村社に列せらる社域八十八坪清酒の地に在り

長沼村

本村は太田、堀込、大道泉、上江連、鷺巢、西大島、古山、青田、砂ヶ原、上谷貝、谷貝新田、上大曾の舊十二村を合せて自治一村をなせしものにて其幅員東西凡一里南北凡一里十八町にして民家各所

に散在し地勢平坦にして穰々たる水田多し鬼怒川其西邊を流れ西は河内下都賀の兩郡に界し南は常陸の眞壁郡に接し又内には二派の分水貫流し頗る灌漑の利あり

舊各村の沿革に付ては往時數名の旗下に分属せしも維新后第二大区六小區に編成せられ一戸長役場の所轄となり以て今日の自治區をなすに至りしなり

本村には有名なる長沼郷社及び村社三社其氏子戸數五百余戸人口三千八百余人を有す

長沼村大字太田字宮之内鎮座

郷社八幡宮 祭神譽田別命別雷命天津兒屋根命 祭日陰曆八月十五日 建物

本社間口二間半 拜殿間口六間半 幣殿三間 神饌所間口二間四尺 神門間口三間半

神樂殿二間半 唐銅華表一基 木鳥居一基 末社九社 氏子六百十八戸 社司欠

社掌櫻井冲同郡山前村大字西田井住

本社創建年月遠遠にして不詳往古は加茂春日の兩神を勧請し長沼莊の惣鎮守神なりしか康平年間祝融の災に罹り宮殿及び古記録等灰燼に歸し宮殿の如きも仮宮なりしか建久元年小山政光三男五郎左衛門尉宗政本地に築城し長沼と稱し居城せし時相州鶴ヶ岡八幡宮を遷座合祀し本城鎮護神と崇敬し若干の神田を寄附し隆盛なりしより漸次地主加茂春日の神號微々として世人長沼八幡宮とのみ稱せらるに至

れり後徳川氏に至りても十石の朱印を賜はり崇敬あり社域四千廿四坪平坦の地にして宮殿宏壯神威ひて雅致あり神主には野澤氏累代奉仕す明治 年保存金一百圓内務省より下賜せらる外に社有財産四百圓を有す

全村大字大道泉鎮座

村社大日靈貴神社 祭神大日靈貴命 建物 本社二間 末社四社 氏子三十三戸 惣代員 社掌

本社勸請年月不詳社域二百九十九坪平坦の地に在り

全村大字西大島鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社間口三尺 雨覆間口二間 華表一基 末社 一社 氏子二十戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域三百八十七坪字谷堀に在り

全村大字古山鎮座

村社巖島神社 祭神市杵島姫命 建物 本社一尺 氏子五十七戸 惣代員 社掌
本社創建年月不詳社域二百四十一坪清酒の地に鎮す

全村大字砂ヶ原鎮座

村社天満宮 祭神菅原道真命 建物 本社間口二間二尺 氏子四十二戸 惣代員 社掌
本社創立不詳社域三百三十四坪字天神畑に在り

久下田町

本町は谷田貝、南長島、程島、境、下大倉、石島、大根田及び阿都品の舊一町七村を合せて一團體となしたるものなり其幅員東西凡一里十八町南北凡一里にして谷田貝は人家稀比し自から中心となり各部落三面より之を圍み一面茨城縣に接せり其間に民居所々に散在し假定縣道及び里道聯絡し往來交通最も便なり地勢平坦にして山脈なく五行川其他二三の用水溝域内を貫流し頗る灌溉に利あり其風俗醇厚にして較々活潑の風あり町民専ら農商業に従事す

古來沿革に付ては往時は一二の大名及び代官所支配の外は旗下數氏の采地に屬し維新後第二大區六小區となり其後一戸長役場の所轄に歸し以て今日の一町と改たまる

本町には村社四社氏子戸數六百四十餘戸人口四千六百余人を有す

久下田町大字谷田貝字八幡鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日陰曆九月十五日 建物 本社一間銅葺 拜殿

間口五間 幣殿九尺 華表一基 氏子二百四十戸 社掌深谷彌平全所住

本社は天喜二年の創立に掛り後領主水野谷氏崇敬の社にして宮殿隆盛なりしも天正十八年兵火の爲に社宇悉く烏有に属し續へて文録二年水野谷伊勢守國換せられ漸次衰頽に赴き宮殿大破に至りしを元録四年領主下館城主黒田豊前守造營す明治六年五月郷社に定められ全十年區畫改正の爲め村社に列せらる社域一千四百七十三坪高燥の地にして古松蔚然神威と共に高く聳ひ風致幽邃恰も小仙臺の觀あり

全町大字阿部品字八幡鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日八月十五日 建物 本社間口一間 拜殿間口三間
末社六社 華表二基 神橋一 氏子六十戸惣代員 社掌阿部藤三郎全所住
本社創立年月不詳古老の口碑に依れば水野谷蟠龍の創立にして武運長久を祈りし社なりと傳へり社域九百三坪平坦の地にして古杉老松森然として雅致あり

全町大字石島字十二天鎮座

村社十二所神社 祭神天神七代地神五代神 建物 本社五尺 雨覆間口二間 華表一基 氏子五十戸惣代員 社掌
本社創立不詳社域百五十四坪清洒の地に在りて境内には小杉森然たり

全町大字大根田字本田鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命根裂命 建物 本社四尺 雨覆間口二間 神樂殿間口二間 石華表一基 氏子八十六戸惣代員 社掌
本社創立不詳社域三百八十九坪平坦の地にあり末社の三日月神社有名なり

物部村

本村は物井、横田、高田、根小屋、反町、三谷、水戸部、沖、鹿、桑野川、阿部岡、大和田の舊十二村を合せしものにて其幅員東西凡一里十八町南北凡全し各民居所々に散在し地勢東方の一面山脈圍繞し其他は概ね平坦なり小貝川五行川其他二筋の用水路ありて村内を通過し灌溉の利あり風俗概ね温良にして農耕に勉勵の風あり

舊各村古來の沿革に付ては往時は眞岡代官所又は旗下の所領に分属し維新后第二大區六小區に属し后又一月長の支配に属し尋て今日自治の一村となるなり

本社には村社六社氏子戸數五百六十余戸人口四千五百余人を有す

物部村大字阿部岡鎮座

村社三宮神社 祭神磐裂命根裂命經津主命 祭日陰曆九月十三日 建物 本社

間口五尺 拜殿二間 雨覆四方 華表一基 末社二社 氏子十四戸 惣代一員 社掌高松文
庫山前村大字 東大島住

本社創立遼遠にして詳かならずと雖も往古より本村鎮守神にして星宮と稱せしか王政維新の際三宮神社と改号し村社に列す社域九百三十六坪高燥の地に鎮し境内には古杉老檜高く聳ひ幽邃にして風景佳なり

全村大字三谷鎮座

村社高麗神社 祭神高游加美 建物 本社一間 拜殿間口三間 末社八社 華表一基 氏子三十九戸 惣代一員 社掌柳田茂平真岡町大字東郷住
本社は大同三年の創建なり社域三百四十四坪高燥の地にして字入宮に在り

全村大字水戸部鎮座

村社高麗神社 祭神高游加美 建物 本社五尺 雨覆間口二間 華表一基 氏子十四戸 惣代一員 社掌
本社創立不詳社域百五十五坪字前山に在り

全村大字反町鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社一間 華表一基 氏子十二戸 惣代一員 社掌
本社創建不詳社域六十八坪字前田に在り

全村大字桑野川鎮座

村社生駒神社 祭神保食神 建物 本社間口一間 末社二社 鳥居一基 氏子二十戸 惣代一員 社掌
本社創立不詳社域三百二十四坪を有し字東原に在り

全村大字大和田鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命經津主命底筒男命表筒男命猿田彦命 建物 本社間口一間半 拜殿間口三間 末社三社 華表一基 氏子二十戸 惣代一員 社掌
本社は文明十三年の勸諭費永二年正月の再建なり社域八十四坪字台畑に在り

山前村

本村は小林、南高岡、島、青谷、東大島、須釜、道祖土、八條、君島、西田井、鶴田、東沼、西沼、根本の舊十四村を合併して自治團體をなせしものにて其幅員東西一里十八町南北凡二里に亘り民居所々に散在し地勢東部一端山脉圍繞し其脉分れて四五の舊各村の間に起伏し中央以西は概ね平坦なり而

して小貝川敷派に分合して村内を經流し其他穴川谷田川堀川等の用水路ありて頗る灌漑に便あり村民能く農耕に勤勉せり

舊各村古來の沿革に付ては往時眞岡代官所及び旗下の采邑に分属せられ維新後は共に第二大區七小區に属し其后多少の變革あり遂に一戸長役場の所轄に歸し(但根本村を除く)以て今日の自治一村をなすに至れり

本村には村社九社及び無格社一社氏子六百八十餘戸人口五千五百餘人を有し舊跡としては南高岡に勝道上人誕生の地ありて今尙其裔胤(若田氏後ち豊田と改むれども今氏神に若田神社を祀れり)あり又佛生寺には上人自ら彫刻せる藥師の像を安す

全村大字西田井字大中内鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 祭日陰曆九月九日 建物 本社間口一間五寸 萱葺
拜殿間口四間 幣殿間口一間四尺 末社五社 華表二基 氏子七十戸 社掌櫻井冲
全村全 大字住

本社は延長年間勸請にして再建寛永二十一年及び享保六年今の本殿にして往古より一村の惣鎮守神と稱す明治五年村社に列す神職は櫻井家にて累代奉仕せり社域二千八百七十七坪平坦の地にして古松

老杉森々と矗立し幽邃にして頗る雅致あり

山前村大字南高岡字久保鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 祭日陰曆八月一日 建物 本社間口一間厚萱葺
拜殿間口四間 幣殿間口四尺 末社四社 石華表一基 石燈籠一基 盥漱盤一基
石燈十余階 石旗杭二基 氏子六十戸 社掌豊田智房 全村全 大字住

本社は大同元年の創立にして永享年間の再建なり延寶九年地頭稻葉美濃守崇敬して若干の社領を附せらる明治八年壯麗なる本社を再建し全十二年九月巨大なる拜殿を改築せるは皆氏子一同の盡力に依れり奉仕は豊田知輝より代々本社に奉務せり

社傳に曰く人皇十一代垂仁天皇第九皇子池速別命を敕使として天照大御神を伊勢の五十鈴の川上に崇め奉る命事の縁に依り東國に下向す後痾病を煩ひ一目を損し還洛する事能はず遂に下野の高岡の里に止まり住し若田と改め郷人となる池速別命十八代の裔孫に若田高藤磨と云いふあり夫婦の間に子なきを憂ひ如何にして一子を得んと朝夕神佛に祈願せしも其効なきを憂ひ大に落膽し神も佛も靈なきかどあしきなき世をかこち居たり而るに或夜高藤磨の枕邊に白髮の翁現はれ吾は此里の名もなき神なるか汝の常に子無きを憂苦するを視るに忍びず今汝に告ぐ汝子を得んと欲せば常陸なる鹿島之神に祈り見

よ必ず其驗あらんと云へ終れば忽ち夢覺の高藤磨暫し茫然たりしか手を打ちて朝夕祈りし神の我を哀
み給へて今宵來りて夢に教へ給ひしか有難しと拜伏し翌朝直に旅装を整ひて出發し幾日を重ねて漸
くに常陸の鹿島に着きければ三七日の其間御社に齊み籠り一心に祈願しければ結願の夜夢に妻吉田氏
の懐胎するを見て大に喜び急ぎ歸郷し其由を妻に告げれば果して其月より子を宿り姪月満ちて天平七
年四月二十一日正午出生せしは玉の如きの男子にて(幼名藤糸丸と稱し後佛門に歸し勝道上人と號す)
健康無病にて生長しければ夫婦の嬉ひ一方ならず益々鹿島大神を崇敬すること餘念なし如何にもして
鹿島の神を我村に遷し祀りて一村の産土神と崇め奉んと村人等と相議り五六名の同志と共に亦も鹿島
に詣てつゝ御分靈を乞請けて大同元年正月七日を以て小高き岡の清地を遷みて宮殿を造營し鹿島大神
を鎮祭して長へに一村の鎮守産土神と崇敬奉祭す今に陰歷正月七日には大祭を執行して神恩を仰き奉
る社域六百五十八坪高燥の地にして西は廣潤沃野を連ね遠く日光鷄頂那須嶽の諸山を望み東南には淺
間山の鬱蒼たる松樹を見拜殿の前には一の溪流ありて心自ら清む石鳥居の前田中の岡には明神社あり
て神木周圍三丈余にして丈短く枝四方に垂れて恰も青傘の如し境内には巨松老栢鬱々蒼々として枝を
交へ晝尚暗く中にも神木と稱する老杉は大同元年に植へたる者として周り三十余尺にして其枝二十丈の
遠きに廣かり梢高く天を磨し二里の遠き地方よりも眺むるを得へし其他の老槻も周り三十八尺ありて

遠きより望めは小山の如し故に他國の人も廻り路して此の境に詣て、神木杯を見物し國産談しとなす
もあり殊に秋候には青松の間楓樹黃赤に錦織り出す美しさを雅人墨客の杖を曳くもの多し

全村大字君島字瀬戸河原鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 祭日陰曆二月初午日 建物 本社四尺 檜綿葺

拜殿間口三間 萱葺、幣殿間口六尺 杉皮葺 雨覆間口二間 杉皮葺 華表二基 氏子二十

惣代 社掌全上 四員

本社創建年月詳かならず再建は慶安元年九月及び元禄五年三月安政六年三月(今の本社)の再築にして
大に其美觀を増す本殿は濱縁向拜付にして承塵欄間腹板破風等には人物及び草木鳥獸等を刻し外柱に
は松竹梅の籠彫りにして精緻巧麗洵に人目を眩す一小村の村社には稀社と云ふへし正徳六年閏二月十
五日宣旨を以て正一位を授けらる社域三百三十八坪平坦の地にして古杉森々繁茂し後に小貝の清流水
音響々と共に神威の高きを覺ゆ

全村大字道祖土鎮座

村社道祖神社 祭神猿田彦命天鈿女命 祭日九月十九日 建物 本社間口二尺二

小羽葺 雨覆四方石葺 華表一基 氏子七戸 惣代二員 社掌全上

本社創立年月詳かならずと雖も往古よりの産土神にして村名をも道祖神村と稱せし由なるか何の頃か道祖土村と改むと今の本殿は文久三年四月の再築にして小社なれども外柱には昇降二龍の籠彫承塵蘭間腹板には人物鳥獸等を彫刻し施すに五彩を以て燦然たり社域九坪境内には松樞椶椶の四木本社の四周に並列し參らしきは此四木の枝互に交接し悉く懐合して頗る奇と云ひ妙と言はさんや土俗是を名神木と云へて讚稱せざるはなし

全村大字小林字久根内鎮座

村社三宮神社 祭神伊弉册命速玉男命豫母都事解男命 建物 本社間口一間
拜殿間口三間半 末社四社 鳥居一基 社有田二反五畝歩 氏子^{六十}十戸 社掌

本社創立詳かならず元三宮と云ふ所に勸請在りしを元録年間飯島半五郎の宅地三石六斗を割き社地に献納し今の地に奉移し別當善福寺を建て奉仕せしめ明治十年中飯塚彌平飯島半平龜倉利平等卒先盡力して今の本社拜殿華表等を再築せりと社域九百十六坪平坦の地にして古樹小杉森然として幽邃なり

全村大字鶴田鎮座

村社星宮神社 祭神^{磐裂命}根裂命 建物 本社間口三尺 雨覆一棟 華表一基 氏子^{十七}戸
惣代員 社掌櫻井冲全上^{住所}

本社創立年月不詳社域四百三十九坪平坦の地にして渺々たる中に在り

全村大字西沼鎮座

村社三宮神社 祭神^{磐裂命}根裂命 建物 本社三尺 華表一基 氏子^{五十}十戸 社掌
本社創立不詳往時は徳川將軍より社領を附し別當樂法寺を置き奉仕せしむ

全村大字須釜鎮座

村社星宮神社 祭神^{磐裂命}根裂命 建物 本社間口九尺 氏子^四四戸 社掌豊田智房^{住所}
本社創立不詳社域四十七坪田圃の中に在り

全村大字青谷字北浦鎮座

村社星宮神社 祭神^{磐裂命}根裂命 建物 本社三尺 拜殿間口三間 末社五社 氏子^八八戸
員 社掌

本社創建不詳社域七百六十三坪清酒の地に在り

全村大字八條字堤上鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社間口三間 氏子^{二十一}二十一戸 社掌
本社創立年月不詳社域百十三坪平坦の地に在り

全村大字東大島字間宮鎮座

無格社星宮神社 祭神天津瓊々杵命 祭日陰曆九月十三日 建物 本社間口四尺

華表一基 信徒百余戸 社掌高松文庫全村全

本社創立不詳社域百七十三坪平坦の地に在り

田野村

本村は長堤、小泉、梅ヶ内、本沼、山本、前澤、大郷戸、上山、東田井舊九村を合せしものにて其幅員東西凡一里十八町南北亦全し各民居山間に點在し其地勢東面一帯山脈連亘し茨城縣と國界を以て相接し其山脈分れて西走し殆ど全村圍繞し西部に至りて僅かに北西南の三隅を開けり小貝川其北隅より南流し又數派の溪水ありて全城貫流して小貝川に入る村民専ら農耕に従事し勤勉の風あり

舊各村古來の沿革に付ては旗下數氏の采邑に分属し山本は眞岡代官所の支配にありしか維新后共に第二大區八小區に編成せられ其后多少の變革ありて一戸長役場の所轄に歸し以て今日の一村とはなりぬ本村には田野の郷社及び村社六社ありて其氏子戸數五百戸人口三千三百余人を有す

田野村大字長堤字八幡原鎮座

郷社八幡宮 祭神譽田別命 祭日八月十五日 建物 本社一間二 萱葺 拜殿間口五間

萱葺 末社五社 石燈籠四基 石華表一基 神樂殿一字 郷社石標一基 宮守

舎一棟 氏子千五十戸 社司土井元文全所

本社は人皇七十代後冷泉天皇の康平六年(今を去る八百三十九年)八幡太郎源義家朝臣の創立にして戦勝の軍旗を納めし舊地なり後文治五年八月右大將源頼朝奏衝追討として當國小山に至りし時義家朝臣奥賊退治の吉例として領主宇都宮朝重に命じて戦勝祈願をなさしめ奥羽平定の後境内に接續せる地四十八町歩の社領を寄附ありしか後戰國の世に武人の押領する所となり社領悉く湮滅す嘉祿年中常陸國佐白山の僧徒同國徳倉布引山の僧徒と争闘し常州大に騒動し事録倉に聞ゆ將軍頼經宇都宮頼綱に命し鎮撫せしむ頼綱の四男左衛門時朝をして代り往かしむ時朝出陣の時當社に祈願し忽ち兩徒を掃蕩し擾亂靜謐に歸す時朝其勳功により空間の城主に封せらる依て本社東馬場先百三十間の敷石を寄附す嘉吉三年五月宇都宮明綱本社を再建す永錄三年空間左衛門尉時朝十五代の孫羽石内藏介時政始めて田野城を築く天正十三年三月結城晴朝の下知として水野谷蟠龍全伊勢守勝隆か爲に責落され内藏介戦死す其兵燹に罹り宮殿除くの外別當所其他の建物及び寶物古書類灰燼に歸す慶安元年八月徳川將軍家光社寺判物改めの砌り沿革取調の上社領五石及び境内山林竹木諸役免除の朱印を賜る元錄十六年本社再建寛保三年三月常州空間の城主井上河内守石華表を寄進す文政二年九月拜殿再建明治十一年十二月神樂殿

新築す本社は中世より天台宗普門寺別當たりしか明治維新以降神職土井氏社務を司り明治六年五月字都宮縣第三大區五小區の郷社に定めらる全十一年更に十五村の郷社に改まる社域四千二百十四坪の境内には古樹森々として蔭をなし翠色抱るへし

全村大字山本八幡峠鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社間口二間一尺 拜殿間口四間 華表二基
末社一社 氏子^{百十戸}惣代員 社掌

本社創立遼遠にして詳かならず再建万治元年八月十日なり社域四千四百二十坪高燥の地にして老松蔚然たりしか明治二十九年の春氷風の爲に悉く枯失し最も惜むへしと云ふへし社有神田三反二畝九歩を有せり

全村大字小泉字小田毛鎮座

村社三宮神社 祭神瓊々杵命 建物 本社間口三尺 拜殿間口二間 華表一基 氏子^{五十戸}惣代員 社掌

本社創立不詳社域七百四十九坪を有し清酒の地に在り

全村大字梅ヶ内鎮座

村社鴨鳥神社 祭神健夷鳥命 建物 本社^{三尺}四方 華表一基 氏子^{四戸}惣代員 社掌
本社創建年月不詳社域六十九坪字柳窪の清瀧の地に鎮す

全村大字本沼字宮脇鎮座

村社産宮神社 祭神木花開耶姬命 建物 本社間口一間一尺 拜殿間口二間半 華表一基 氏子^{十七戸}惣代員 社掌

本社勸詳由緒不詳往古より一村の鎮守神にして明治維新の際村社と定めらる

全村大字東田井字大内前鎮座

村社鹿島神社 祭神^{武甕槌命}經津主命 建物 本社間口四尺 拜殿間口三間 幣殿間口二間三尺 雨覆^{間口二間}末社一社 鳥居一基 氏子^{六十五戸}惣代員 社掌

本社創立不詳寛永八年九月再建社域四百七十七坪平坦の地に在り

全村大字大郷戸字山神鎮座

村社琴平神社 祭神大物主命 建物 本社間口一尺五寸 鳥居一基 氏子^{八戸}惣代員 社掌

本社創立不詳再建は文化元年十月十日社域三百五十一坪高燥の地に在り

益子町

本町は益子、生田目、上下大羽、端の舊五村を合せて一の自治區をなせしものにて其幅員東西二里十町南北凡一里地形頗る狭長にして上下大羽は山脈圍繞し僅かに西方の一隅を開き益子と相通し益子生田目端の如きは概ね平坦にして其民居所々に散在し其間に仮定縣道ありて往來の便あり其地勢たる東南北の三面山脈連亘して全村の半はに及び其脈分れて下大羽益子の中間に横たはれり而して西南北の部分は頗る開濶にして小貝川北より來り益子生田目端の中間を貫流し又二派の溪水東部を經流して七井村に入り小貝川に合す風俗概ね醇厚にして農耕を業とす獨益子地方は陶器製造及び商業に従事するもの多し

舊各村古來の沿革を尋ぬるに益子生田目上下大羽は多くは黒羽藩の領邑に屬し端は其岡代官所の支配に在りしか維新后共に第二大區八小區に編入せられ後一戸長役場の所轄に歸し以て今日自治の一村となり後改めて益子町と稱す

本町は益子氏の古城址所在地にして舊蹟多し神社には村社六社及び有名無格社一社ありて其氏子戸數七百四十戸人口五千七百余人を有せり

益子町大字益子鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 瓊速日命 熯速日命 配祀三座 祭神健速須

佐之男命 龍女神 稻田姫命 祭日陰曆九月廿八日 配祀八坂神社 祭日陰曆

六月從十五日
至廿四日 建物 本社間口一間
奥行全 萱葺 拜殿間口三間半
奥行二間半 萱葺 幣殿間口一間半
奥行二間 杉皮葺

末社五社 木華表一基 瑞籬内延長十七間
外全 卅三間 氏子四百余戸
惣代四員 社掌木村祝務全町大字
九三番地住

本社創立年月詳かならずと雖も 仁明天皇の御宇承和二年九月二十八日を以て常陸國鹿島神宮の奉幣を請し大祭を行へ本社恒例の神事と定むと後永觀十八年六月十五日本社に八坂神社を配祀す永久二年

紀實之三代の孫行宗當城の主となり本社を崇敬して領内の惣社と仰き代々崇敬せり文治三年源賴朝崇敬を加へ神殿を再建し大永七年十二月十四日記宗行十四代の孫益子宮内大輔家宗本社建換造營す及び

大永永錄年間には宇都宮盛綱及び廣綱等本社をして武運守護神と稱し代々崇敬淺からず慶長九年六月一日徳川將軍家康より祭祀料として社領七石の黒印を附せられ慶安元年九月十七日家光より社領七石

の朱印を賜はられ全將軍世々崇敬あり寛文十一年八月領主より高二石の除地を附せらる享保十八年四月五日宣旨を以て正一位を授けらる文化十四年二月社殿悉く建替す明治六年第五大區一小區の郷社に

列せらる全十年八月區劃改正のため村社に列せらる全十二年八月拜殿幣殿建替造營す
配祀八坂神社の祭典は最と嚴かにして往時は益子城主及び黒羽藩主より代々神饌を獻納せられ毎年陰

曆六月十五日日飯屋に渡御し全月二十三日大祭を執行し氏子一同へ神酒を賜ふ其式神主社家は正服装年寄村吏及び戸主たるもの各禮服を着し席順定りて三ッ組の杯を銘々に配り且當番引繼には三升六合入(一ヶ年の日敷を表したるもの)の大杯を以て祭頭より次年祭頭に引繼の例あり翌二十四日神輿入御には行列式あり往時は先驅として警衛士六名次に大旗一流次に鎧武者三名(各騎馬)次神主衣冠正しく馬上に騎し兩若黨沓取及び伊達道貫を持し長年寄村吏及び重立たる有司供奉し花神馬祭屋臺等各町より出し以て列を備ひて本社に還御す翌二十五日領主大關氏へ神主より御祝献上の儀式あり今は大同小異にして古式を守れり

社域三百六十坪平坦の地にして槻の大木及び老杉亭々と高く聳ひ新町の西側に鎮して山水の美には乏しけれと紅塵萬丈の間に自ら閑雅幽邃にして古雅に富むるの境なり

全町大字生田目字和合神鎮座

村社高麗神社 祭神軻遇突智命 祭日陰曆九月二十九日 建物 本社間口四尺八

板葺 拜殿間口三間 幣殿間口七尺 雨覆間口二間 末社二十八社 石

華表一基 ガス燈籠二基 氏子五十六戸 社掌小林清記 全村全大字

本社創立は大同二年にして往時は南組の領主津田八郎右衛門北組の領主金丸左之助兩氏崇敬の社にし

て若干の神田を附せられ生田目郷の惣社と崇む後大關伊豫守の領地となるも本社を崇奉して祭典料として米四俵宛毎年奉納せらる享保七年十一月十九日宣旨を以て正一位を授けらる社實には神祇管領長上下部朝臣の揮毫せる神號の扇額且什器には安永三年氏子中より奉納せる大旗及び氏子十一名より奉納の旗嘉永六年正月加藤甚平の奉納せる錦の戸張加藤彌平太外八名より奉納せる大鼓加藤常三郎より奉納の錦の戸張其他二十余名より奉納の神鏡及び數品を藏す明治二十七年氏子中にて花崗石の大華表を建立す

社域五百七十七坪高燥の地にして老杉古樹高く聳ひ幽靜にして雅致あり

全町大字上大羽鎮座

村社綱神社 祭神味耜高彥根命 祭日陰曆九月九日 建物 本社間口二間 拜殿

間口四間 奥行二間 末社五社 木鳥居一基 氏子九十五戸 社掌木村央 全所

本社創立は建久年間にして宇宮郡朝綱の勸請なり

社傳に曰く宇都宮左衛門尉法印公田を掠領したる罪に依りて建久五年五月土佐國に配流せられしに依り彼國の賀茂神社を祈誓すること年久し既に赦免せられて本國に歸り本社を創建す故に世俗綱明神と唱號せり(朝綱配流のこと東鑑に見へり)本社は武將の崇敬厚く殊に徳川將軍より朱印十五石を賜らる

神主は往古より黒子家なりしも近世故ありて木村氏奉仕せり社域一千七百九坪高燥の地にして古樹亭々高く聳ひ幽邃にして山水に富むの境なり

全町大字下大羽字西の根鎮座

村社高禰神社 祭神高禰神 祭日陰曆九月二十九日 建物 本社間口五尺 拜殿間口三間半 奥行二間 木鳥居一基 氏子四十六戸 社掌

本社創立詳かならず社域一千六百五十七坪高燥の地に位し境内には古樹森々として遼尙暗く神寂て雅致あり

全町大字塙字大高山鎮座

村社春日神社 祭神天兒屋根命 相殿二座 熊野神社祭神伊弉册命 星宮神社 祭神瓊々杵命 祭日陰曆九月二十三日 建物 本社間口五尺 小羽葺 雨覆間口三間 拜殿間口三間半 萱葺 幣殿間口二間半 瓦葺 末社九社 玉垣延長十 木華表二基 氏子百十三戸 惣代四員 社掌木村祝務住所前同

本社勸請遠達にして詳かならずとも應永十五年九月の再建にして往時は塙城主能登守利政本城の守護神と崇敬し塙一郷の惣鎮守神と崇む後正徳四年九月本社拜殿鳥居等建換造營せり明治五年村社に列

せらる全十四年八月神殿拜殿幣殿瑞籬華表等悉く建換造營す

社域六百四坪平地にして境内には古松老杉檜森々と繁茂し頗る幽邃にして雅致あり

全町大字塙字星宮鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 經津主命 根裂命 祭日九月十三日 建物 本社間口一間 拜殿間口三間 萱葺 幣殿間口一間半 末社四社 木鳥居一基 信徒二十八戸 社掌岩松義一住所全上

本社創立詳かならず往時は攝社なりしか明治年間村社に加列せらる社域一千八百二十四坪を有し境内には古杉老檜森々として風致頗る幽邃なり

全町大字益子字新町鎮座

無格社太平神社 祭神天津瓊々杵命 建物 本社三尺 拜殿間口三間 萱葺 末社五社 石燈籠二基 華表一基 信徒二百六十五戸惣代飯塚駒三住所全所 社掌平山昌武住所全所

本社は大永二年三月全郡山本城主高鹽伊勢守の創立にして若干の神田を附せられ崇敬淺からざりしか落城後は本社も共に衰頽せしも衆庶崇信の社にして往時は遠近の三百六十町村へ請待せられ毎年神輿を巡行し五穀成就風除を祈願せしも維新に際し中止せり奉仕は中古より禪家鷄足寺にて別當たりしか

明治三年平山昌武神祇官より神主職に仰付られ奉務せしも日光二荒山神社主典に轉し三十一年二月本社々掌に復す 社域三百六十坪高燥の地に位し境内には古杉森々として登ひ本社之墓に池あり神水と稱し東南に山丘翠樹神池を繞りて其影水面に映し宛も一大圓鏡に對するか如く風色頗る佳なり

七井村

本村は七井、大澤、小宅、芦沼、北中、大平の六村を合併して一團體をなせしものにて其幅員東西凡二里南北凡一里十八町に亘り地勢東に聳立せる大平山あり山容芙蓉峰に似たるを以て芳賀富士の稱あり此山脈連亘して東部一帶圍繞し其他は丘陵なきに非ざるも概するに平地多し小貝川は西部を貫流し其他二派の溪流あり皆灌溉に供す大平は東端に位し大平山の間点在し自余の民家は所々に散在せり風俗概ね濃厚にして農業に勤め敬神の風あり殊に大平小宅芦沼には陶器製造及販賣等に從事するものあり

舊各村古來の沿革に付ては往時は大田原藩及び代官所の支配又は旗下の采邑に分屬し維新后第二大區八小區に編入せられ其後一戸長役場の所轄に歸し尋て今日の一村とはなれるなり

本村には龜岡郷社及び村社五社氏子戸數六百戸人口四千八人許を有す

七井村大字小宅字龜岡鎮座

郷社龜岡八幡宮 祭神譽田別命玉依姬命息長足姬命天鈿女命 祭日八月十五

日 建物 本社間口二間 枋葺 華表二基 末社一社 社務所間口六間 神門一棟

盃漱盤一棟 氏子六十戸 惣代三員 社司欠社掌小林利平全部市羽村 全永井萬吉字都宮市住

社傳に曰く後冷泉天皇の御宇康平年間源義家 勅を奉して奥賊安倍貞任等を征する時途次下野國芳賀

の古家郷(今の小宅附近の地)に館し(今御館山)遙に男山の靈廟を拜し戰捷を祈願せしに芦根沼上に靈

龜出現し瑞を示しかは義家大に喜び進みて夷賊を討滅し凱旋の後神殿を古家郷字鶴峯に建立し康平七

年 勅命により龜岡八幡宮と齊き祀りて巨多の神領を寄附せられ後源頼朝伊達泰衡を征する時先古の

吉縦を追ひ武運を祈りて效ありしにより建久三年社殿を改造し今の地に移遷し報賽の禮幣を奉り爾後

武門武將の崇敬する所たりしか文錄四年蒲生飛騨守宇都宮城に居住せし時大に社寺の領地を沒收し當

社も其難に遭遇せしか慶長五年徳川家康小山在陣の時數多の神領を寄附せられ爾後全將軍累代崇敬を

加へ郷内に於て高十四石の朱印地を賜はり隣村多田羅村に於て高七石の除地を附せられたり明治元年

官軍奥羽追討の際先例に依り大宮司より總督府へ伺濟の上百日百夜戰勝を祈りしにより白川口總督

尾殿より左の威狀を下賜せらる

從去月念八日一百日之間奥羽追討勝利の祈念一社一國抽丹誠之條威佩之至に候念懇祈可有之候也

辰八月二十四日

本社は吾朝三社と稱し往時は芳賀鹽谷兩郡の惣社にして後冷泉天皇の勅願所たりしか維新の始め停められ社格を定めらるゝに當り宇都宮縣第四大區四小區の郷社に列せられ後栃木縣第五大區五小區の郷社に轉し後又第二大區八小區の郷社と改たまる

社領沿革

康平七年源義家より郷内に於て百余町歩の神田を寄附せらる建久八年源賴朝改めて全町歩を寄附す文錄四年蒲生飛彈守神領過半沒收せらる慶長五年徳川家康より郷内に於て永百五拾貫百五十文先規の如く領掌すへき旨達せられしか慶安二年將軍家光より改めて十四石の朱印地を賜はられ伊奈忠次より全郡多田羅村地内に於て七石の除地を附せらる明治四年社領悉く上知を命せられたるに付全十年舊大宮司東宮千別より私田二反四畝十歩及び氏子惣代高野喜重郎外五十五名にて田九畝十八歩を寄附し以て永遠の祭資料に献つる所なり

造修年度

康平七年源義家造營 永保元年全氏修繕 治承四年源賴朝修繕 建久三年全將軍造營 仁治元年源賴經修す 宇都宮景綱手傳を命せらる 康治年間征夷大將軍惟康親王修繕 宇都宮貞綱手傳 曆應三年足利尊氏修

繕 宇都宮公綱手傳 應永十四年足利義滿造營 宇都宮彌四郎手傳 遷宮には上杉氏定に代拜を命し芳賀左衛門大夫及び益子宮内大輔に警固なましむ享徳三年足利義政修繕 宇都宮明綱手傳 文龜元年足利義澄修繕 宇都宮滿綱及び芳賀高貞に守護を命せらる天文廿二年足利義輝 宇都宮廣綱に命して修葺せしめ小宅高永に警衛せしむ後宇都宮家亡ひ蒲生飛彈守宇都宮を領し神領を沒收せられしより造修悉く私營と成れり而れども徳川の代には造修とも領主蘆野家より費用を補助し御免勅化を許可せられて造修せしは慶長八年造營 寛永十一年修繕 萬治二年修繕 元祿十四年造營 寶曆十二年修繕 寛政三年修繕 文化十二年修繕 天保十一年社殿燒燼す 全年仮殿造營 明治十四年本社造營

本社は郡の梢中央に在りて眞岡より茂木に通する里道に沿ひ本郡第一の境地にして東西五十間南北百十一間余にして面積五千五百七十一坪丘陵の頂上に鎮し前芦根沼の舊蹟今水田を墾下し境内には松杉梅櫻等雜然として繁茂し神々として風色絶佳なり

全村大字七井字山王鎮座

村社 日枝神社 祭神 天太玉命 澳津彦命 澳津姫命 大己貴命 建物 本社 間口二間 奥行三間
拜殿 間口五間半 瑞籬 延長十 末社 八社 華表一基 盥漱盤一基 氏子 惣代 百六十三員
社掌 岩松義一 住所 全

本社創立遼遠にして詳かならず長久元年正月矢島城主七井刑部大夫頼治の再建にして丸木を以て造營
す久壽二年室神社日枝神社を本社に合祀し三王神社と改稱す中古山王權現と稱せしは(三王山王の國
普通すればなり)建保四年六月岩松新六郎綱持本社再建す當時社殿を距る南八十間の所に槻木二本左
右に並植して一の鳥居木と名稱す今尙繁茂せり永録二年五月一日社殿祝融の災に罹り悉く灰燼に歸す
享保四年正月再建す今の社殿これなり慶安二年徳川將軍家光より社領七石を寄附せられ全將軍累代崇
敬厚く先判の例により朱印地を下賜せらる社城一千五十六坪社殿宏壯古杉森然として之を繞繞し幽邃
の趣に富み地方屈指の社なり

全村大字大澤字御靈鎮座

村社御靈神社 祭神天太玉命玉依姬命息長足姬命大伴武日命平景政靈 祭日陰

曆九月十九日 小祭正月十五日 建物 本社間口九尺 幣殿間口九尺 雨覆間口

三間與 拜殿間口五間 萱葺 神庫間口三間 華表二基 石燈籠二基 末社三社 花崗石旗

杭一基 氏元氏子明治 寶物 神鏡一個神釵一口古額一 正徳二年領主曲直瀬發安院自

大額一 明和八年十二月奉納正 氏子百十戶 社掌大久保登全所

社傳に曰く 本社は人皇二代景行天皇の御宇日本武命東夷征定の歸途此地を過き將に常陸國に入らん

とせしに殘賊尙所在に出没し良民を苦め或は王師に抗し未以て全く鎮定に至らず命深く之を憂ひ裨將
大伴武日命を留め鎮撫せし所にして當時東國鎮護の爲に齊き祀りし社なりと傳へあれども祭神玉依姬
息長足姬命なれば後人の祀しこと明らけし後又大伴武日命を合祭す康平年間源義家奥賊追討の時本郡
古家郷に宿陣し其將平景政に命し此地の神祇を求め奉幣し戰捷を祈らしむ景政土人に質し本社の祭神
東征の功臣大伴武日命なるを知り之を義家に復命す義家偶然の嘉兆を憚り祠を修し鑄矢二本を納め以
て武運長久を祈願せしむ後景政の遠裔梶原平三景時領邑を本國に得るに依り(都賀郡小薬村にして嘉
吉年間より天正の頃まで古河公方に属し梶原美作守と稱し其故城址今尙存す)追慕の情禁する能はず
右大將源頼朝か祠を建て、祀りし例に倣ひ(東鑑に曰く相摸鎌倉有景政祠建久五年源頼朝使八田知家
奉幣祭之云云)本社に祖先景政の靈を合祀し御靈權現と改稱し別當を置き(別當の寺号を其名に因み
て)景政寺と命し春秋二仲の祭典を執行せしか梶原氏滅亡の後は景政十二代裔孫大澤治郎左衛門景勝
襲て之を崇敬し世々祈願所となす天文三年二月本社を修繕し當時植付し杉は今尙大樹となり中天に轟
立せるも惜むらくは宮殿は延寶二年正月祝融の災に罹り古記録什寶等悉く灰燼に歸す元録元年十二月
氏子里民の協力に就り以て遷宮の式を舉行せしは全月二十八日なり明和八年神祇管領長上より大明神
號賜はらる別當景政寺は明治維新に際し復飾し神職を以て今に奉仕怠たらず社城七百八十九坪外に三

坪高鹽惣平佐藤俊明浦壁喜三郎奉納し境内平地にして古杉森々と繁茂し幽邃にして雅致あり

全村大字大平字鷄足山鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉册命天狹土命國狹土命 祭日五月一日 陰曆九月二日 建物

本社間口四尺 奥行三尺五寸 小羽草 雨覆三間 幣殿二間 拜殿間口三間 奥行二間 萱葺 末社四社 華表

一基 水盤舎一棟 氏子三十五戸惣代河原宇平治河原三千喜岩下吉藏瀧澤直市郎高木重太郎 社掌風山廣雄住上

本社は 後鳥羽天皇の御宇建久五年九月の創立にして平氏の族筑後守貞能の勸請なり平氏一谷八島の軍利非す氏族悉く滅亡誰能く亡魂の爲に佛事を營まんと貞能剃髮染衣の身に變し大岩と政名し當地に來りて一草庵を結び建久五年寺殿堂門を造營し安禪寺と號す此時寺鎮の神として院の東北隅の高丘の中腹に祀りしか嚆矢にして後一邑の鎮守と崇敬す(安善寺記に詳なり)延應元年二月地頭河原小藤治光直再建後野火の爲めに社殿悉く灰燼に歸す文化六年十一月再建天保三年二月領主太田原飛騨守より高一石四斗七升余文久元年二月全氏より高七斗七升四合本村地内に於て祭田除地として寄附せらる明治七年四月雨覆再建全十七年十一月拜殿幣殿水盤舎等再築悉く壯麗を極むこれ皆氏子惣代等の力を效せし結果と云はらんや社城一千三百九十二坪字鷄足山の半腹に在りて全郡第一の勝地と證すへき舊記の一節を左に抄録す

鷄足山頂圓麓廣形如士峰但不與衆山連接孤然獨立似不阿附於衆山有自得之狀賢者可樂焉奇者可遊焉者也東臨清流山光相映波生彩色南筑波綠縹如見青石假山西伊吹黑髮叱爾望之如層雲綿々北則那須野原絶目渺茫春時眺之似錦繡又山東尾稍長南廻西折恰如立几帳故土人呼名几帳尾西漸卑内曲而短其形似龜故名龜尾尚西尾背宛如臥虎因名虎尾亦稱芳賀富士

附記本村建久前後は河原小藤治光直の菜地にして鎮守は字堀の内に鎮せる八幡宮(今河原家の氏神にして河原源三郎の境内に在り)なりしこと明かにして今尙毎年熊野神社の大祭には八幡宮に奉幣し祭式率て後氏子一同熊野神社に參向して祭典を執行する例なり
因に云ふ建久年間の當時佛教盛んにして殊に平氏の族の出家なれば衆庶之を尊信して遂に寺鎮なる熊野大神をも一邑の鎮守となせしものなりと云へり

參照安善寺記 正徳六年二月十五日

安善寺者筑後守平貞能之所創建也貞能範貞之孫家貞之子相國清盛公肱臣本相國家之親族也壽永戰爭平氏不利退都貞能諫曰不可急去宜待時也大臣(宗盛公)不用而走貞能獨留欲與敵死即夜間行至内府(小松公)之墳墓而宿焉夢内府來告曰我康存之日不敢自爲僭而親親族之惡緣生所未定請汝爲我以佛事也覺以爲與敵死則誰能就此事也因發墓拾收遺骨而往福原其後一谷八嶋之軍平氏累不得利氏族悉滅亡

矣因復以謂氏族皆已亡矣誰能為亡魂營佛事也遂剽染受歸改名大岩野之下州宇都宮朝綱岩之外族以故往謁朝綱陳剽染之由且言曰請足下為我適鎌倉乞我身命也於是朝綱之鎌倉為岩謝之大樹(賴朝公)因免之使寓朝綱家時岩謂朝綱曰我既得赦自今卜居山林以祈亡君及亡卒菩提且植吾往詣樂邦因種也我願唯是而已請足下計之朝綱曰志願寔不薄矣吾為計之大内庄大平邑我家所領而河原光直之采地也(河原氏舊跡及其裔今尚存矣)斯所酷善矣賴彼以充足下志願也副使令岩至光直家光直因於邑之瀨山南清水谷營造一草庵(今寺即其處也)令岩居焉後建久五年光直大岩金帛移庵置傍即就其所為岩造寺殿堂門廡以僧居厨舍善美圓就矣山名鷄足(從古名)院目安禪寺号頭陀朝綱因寄鄉七邑以充僧食岩向庵居別立寺主以住持焉又謂熊野神以為寺鎮焉以內府傾仰異他故也後為一邑鎮守村民至今裝其術護也(下略)

全村大字北中字下宮鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社^三方 拜殿^{間口三}間 華表一基 氏子^四五戶惣 代三員 社掌岩松義一^{住所}全上

本社は益子城主益子紀四郎宗朝の創立にして岩清水八幡宮を遷座す保元二年八月再建後益子家亡滅社殿も亦焼燼す依て明和七年氏子にて再築し一村の鎮守神と崇敬す社域二百四十四坪平坦の地にして古樹蒼蔚として繁茂し幽邃にして雅致あり

全村大字蘆沼字中鎮座

村社高靈神社 祭神高靈神 建物 本社^一間 拜殿^{間口三}間 末社^二社 華表一基 社有財産田二反八畝二十七步 氏子^{五十九}戶 惣代員 社掌小林利平^{住所}全上

本社創立不詳社域六百九十三坪平坦の地にして杉樹森然と繁茂して頗る幽邃なり

逆川村

本村は小山、飯、小貫、深澤、木幡、北高岡、福手、天子の舊八村を合せて一の自治村を組織せしものにて其幅員東西凡一里十八町南北三里余に亘り各部落の民居は皆山間に散在し小山水幡北高岡は茂木より笠間に通する里道に沿ひ小貫深澤飯は水戸街道に沿へて其地勢東に鷄足山屹立して東南隅は佛頂山に連り西南隅に雨卷山ありて其山脈連亘し殆ど全村三面を圍繞し唯僅かに北部のみ開けり逆川は源を小貫深澤の山溪に發し北に向て貫流し茂木町に入る村民の風俗温良朴直にして能く農業に従事し勤勉にして敬神の風あり

爰に附記すへきは佛頂山西北麓なる佛山峙なり此時は往古より通路困難なること能く世人の知る所にして志ある者誰か此難澁を救はんと思ひ起さるはなし爰に小貫氏明治十五年一月村民有志に謀り全十七年八月官許を得工事に従事し遂に十九年十二月竣工し其功を奏す運輸の便此皆常野兩州の富源永

遠に利せさらんや

舊各村古来の沿革を尋ねるに福手天子北高岡の三村は茂木藩の領邑にして他は黒羽藩真岡代官及び旗
下敷氏の采邑に有しか維新后第二大區八小區に編入せられ後一戸長役場の所轄に歸し以て町村制實施
に當り今日の一村を見るに至れり

本村には村社九社及び有名は無格社四社ありて其氏子戸數五百七十戸人口四千三百六十人を有す

逆川村大字小山字宮山鎮座

村社高雄神社 祭神軻遇突智命 配祀闇羅加美 祭日 四月廿九日 建物 本社四
五寸 四方二社 拜殿間口四間 幣殿二間 末社五社 華表一基 盥漱盤一個 花崗石
旗杭二基 明治三十四年四月 石燈籠二基 寶物 古鏡一面 神鏡 明治廿八年九月 全臺
明治三十一年九月 添田豊治外二名奉納 祭器 明治九年九月添田半十郎河原 大旗 明治四年九
石燈 文久四年三月添田 石燈 明治十三年九月添 疊二十枚 明治十三年九 全表二十枚 明治
年九月石塚 祐吾奉納 幌二張 添田仁平河原繁吉添田千代松 五色絹幕 明治廿八年九月女連添 神鏡 明
三十五年十一月 山口屋會女奉納 氏子 五十戸惣代河原淺吉全八十郎 社掌風山廣雄 全村大字 七番地住
社傳に曰く 本社は景行天皇五十六年の創立にして下毛野國造御諸別王の勸請なり后弘長元年九月地

頭河原攝津守安直(裔孫今尙存す)本社再建及び神田を寄附す慶安二年德川將軍家光より社領五石全郡
多田羅村地内に於て寄附せられ全將軍累代崇敬の社にて代々朱印を賜はらる寛文十二年領主福原淡路
守より高三石の除地を附せらる延寶五年九月領主福原緒之吉の助成により本社再建す享保十二年後正
月領主の傳奏により正一位を授けらる安政五年十一月拜殿再建明治十年幣殿再築全三十三年幣殿拜殿
を修繕す是皆氏子惣代及び區長河原庄三郎の盡力にあり、社域一千二百四十二坪高燥の地にして後は
山脈相連り千年の老松古杉蔚然として繁茂し神寂ひて雅致あり殊に地方の名社にして社有財産金六百
圓を有せり

全村大字飯字正神場鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日陰曆八月十五日 建物 本社一間 拜殿間口三間
幣殿八尺 華表二基 末社二社 氏子 八十戸 社掌 惣代三員

本社は寛正二年の創立にして領主飯村備前守則宗(後胤今尙存す)の勸請なり降りて德川將軍家光より
五石の社領を附せられ累代崇敬あり社域一千四百七十一坪高燥の地に古杉老樹蒼蔚と茂り幽邃にして
清洒なり

全村大字深澤字宮久保鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 祭日陰曆九月二十九日 建物 本社間口一間 拜殿間口三間 幣殿四方 華表一基 瓦斯燈籠二基 氏子七十六戸惣代三員 社掌
本社創立遠達にして不詳と雖も往時徳川將軍より社領五石を附せられ別當深澤寺及び和光院を置き常に奉仕せしむ社域九百六十坪を有し其中央に本社拜殿末社等の社宇を連ね境地亦幽邃なり

全村大字小貫字宮の内鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日十月十五日 建物 本社間口五間 拜殿間口六間 幣殿四方 華表一基 末社三社 氏子百四戸惣代員 社掌瓊井田登伊市住 全所

本社は元應元年八月十五日の創立にして新田大學昌知筑前國宮崎宮より 天皇御出生の時皇后宮御自御腰を掛られたる石を奉し來り本社を勧請せりと爾來若宮八幡宮と稱ひ小崎氏の氏神と崇敬せらる降て明治六年五月宇都宮縣第四大區三小區の郷社に定められ全十年區畫改正により村社に列せらる社域四百十四坪平坦の地にして古杉亭々と高く聳ひ幽雅にして深遠の趣きあり

全村大字全字十日宿鎮座

村社二荒山神社 祭神豐城入彦命大己貴命事代主命 祭日十月十五日 建物 本社五尺 拜殿間口四間 幣殿四方 末社一社 石華表一基 氏子百四戸惣代員 社掌

本社創立は嘉吉元年三月にして領主芳賀六郎貞頼の勸請なり往古は小貫全村の鎮守神たりしか寶永六年故ありて上中下の三組に分ち各三所を鎮守とす本社は中部の鎮守なりしも明治六年社格改定の時無格社となる後亦村社に加列せらる社域七百廿五坪高燥の地にして古樹蔚然と繁茂し幽邃の趣きに富めり

全村大字福手字明神下鎮座

村社八瓶神社 祭神素盞鳴命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口五尺 拜殿間口三間 華表一基 氏子二十三戸惣代員 社掌

本社は大永二年七月十五日の創立にして寛文十年十月二十九日の再建なり社域二百七十九坪高燥の地にして境内には古杉亭々と高く聳ひ中にも神木と稱せし七本杉一株七本は高く天を衝き枝葉四方に亘り希世の大木にて亦珍らしきと云ふへし

全村大字木幡字星宮鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 祭日陰曆九月十三日 建物 本社五尺 拜殿間口四間 廊下二間 華表一基 氏子三十八戸惣代員 社掌

本社創立遠達にして不詳社域二百二十坪清酒の地にして境内には古杉矗立馬場の兩側には櫻樹を植ひ

花時には一簇の香雪老樹の深翠と相映し風色頗る佳なり 社有財産田四反一畝十歩山林二反三畝八歩を有す

全村大字北高岡字山王谷津鎮座

村社日枝神社 祭神大山咋命 祭日陰曆十一月中申日 建物 本社四尺 拜殿
間口三間 奥行二間 華表一基 氏子八十四戸 惣代員 社掌

本社創立年月不詳社域四百四十坪高燥の地にして石礎五十余階階は古杉森々として繁茂し夏時と雖も冷氣肌に感じ洵に小仙境の如し 社有財産田畑山林合て五反二畝十六歩地價金百三十三圓余を有す

全村大字天子精進場鎮座

村社天子神社 祭神面足命 慎根命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口三尺 拜殿間口
奥行二間 華表一基 氏子三十戸 惣代員 社掌

本社創立遼遠にして不詳社域四百三坪高燥の地に古樹蔚然と繁茂し幽邃にして雅致あり

全村大字深澤字星宮鎮座

無格社星宮神社 祭神根裂命 經津主命 祭日陰曆三月十三日 建物 本社一間 拜殿間口三
間 華表一基 盥漱盤舎一棟 氏子三十五戸 惣代員 社掌風山廣雄住所 前全

本社は文暦元年八月十五日の創立にして領主淨法寺丹波守光政の勸請にて大和國富田莊あり遷坐す慶長十五年二月十五日本社再建す寛文十二年中地頭黒羽城主大關氏より祭資料として畑二反一畝十八歩の除地を寄附せられ衆庶の信仰厚く參拜者の迹を絶す殊に宮殿宏壯を極め地方著名の社なり、社域一千九坪高燥の地にして雨卷山の東麓に在り前は一帶の山脚及び滔々たる逆川の水源を掬すへし北に神池ありて水深く清冽にして中に無數の鰻鱺群をなす之れ祈願者か報賽の爲めに之を放捧する所のものにして其崇敬の厚きこと今も尙知るべきなり、境内には老樹蒼蔚と繁茂し景超頗る幽邃にして小仙境に在るか如し夏時又冷風颯として衣を吹徹し寒冷肌に迫るを覺ひり故に脚病の患者は此境に遊ば、藥を須すして快愈の功ありと云ひり

全村大字小山字小搦山鎮座

無格社富士淺間神社 祭神木花開耶姬命 祭日陰曆六月十七日 建物 本社
間口一尺 奥行二尺 華表一基 氏子五十戸 惣代員 社掌

本社創立遼遠にして不詳なれども當時の地頭小山小太郎の勸請なり往時は小山大平木幡三村の崇敬社なししか萬延元年中小山村と大平村と座次を争へ公儀裁判に至りしも遂に和解す後木幡村は自村に御分靈を遷座し大平小山の兩村は各別に祭典を執行することとなりぬ社域百二十坪大字の西北隅大平の

境線に接する高山にして一名富士山と云ひ紅葉観月の勝地にして又眺望絶佳なり

全村大字全字堀の内臺鎮座

無格社皇大神宮 祭神天照皇大神 祭日十月十七日 建物 本社間口二尺 拜殿

間口三間 華表一基 信徒五十戸惣代河原 八十戸外二員 社掌全上 社有財産田畑山林二反一畝十七歩 金三十五圓

本社創立年月不詳明治十二年四月本社再建す此建築に付信徒惣代河原八十戸外全瀧三郎全忠治添田平

藏石塚瀧藏全淺治添田房吉等大に功勞あり全十六年三月祝融に罹り本社拜殿灰燼に歸す即時仮殿を建

築す全三十五年二月二十日拜殿再築す此再築にも信徒惣代は勿論其他力を盡したる者は山口金吾河原

庄三郎添田卯之吉石塚淺治河原淺治添田豊吉なり社域五十七坪高燥の地にして若松森々として生へ繁

り常に松風颯として清氣頗る爽かなり

全村大字小貫字鶏足山鎮座

無格社鶏足山神社 祭神素盞鳴命 合祀日本武命 祭日四月廿四日 建物 本

社三尺 拜殿間口三間 末社二社 華表一基 信徒百余戸 社掌

本社は日本武命東夷征伐の時尊此山頂に至り素盞鳴命を祀り戦勝を祈願せし所にして後人日本武命を

合祀す弘仁年間空海當山に登り此神祠を尊敬し誓て種々の修行をなすと云へり社域九千坪當郡第一の

高嶽にして名勝多く奇巖怪石あり溪水潺々として脚下に響き松風瑟瑟として耳を洗へ東遙に東海に望み白帆点々たるを視す實に風色絶佳眺望に富むるの勝地なり

茂木町

本町は茂木、神井、小井戸、鮎田、林、三坂、増井、青梅、檜山の舊一町八村を合せて一の自治區をなせしものなり幅員東西凡二里南北凡一里十八町にして茂木は民家連檐數町に涉り自余の部落各所に散在し茂木を中心として聚集するの状あり仮定縣道は西部を貫き又常陸の久慈濱及び水戸市へ通する道路ありて往來交通頗る便あり其地勢東北二方は山脉起伏し茂木街衢に至りて漸く平坦なり逆川は西より來りて茂木市街の中央を貫き那珂川に入る其風俗質朴醇厚にして農耕を專業とす大字茂木は専ら商業に勉勵せり

古來沿革に付ては茂木藩の治所にして共に全藩の領邑に属し維新後に至りて第二大區九小區に編入せられ後多少の變革あり后又分れて二戸長役場の所轄に歸し尋て合併して今の自治町とはなりぬ本町には有名なる延喜式内郷社及び古城趾等の舊跡あり又各大字に村社ありて其氏子戸數八百戸人口五千百余人を有す

茂木町大字小井戸字高藤鎮座

延喜式内郷社

荒檀神社 祭神國常立命豊雲野命 阿夜河志古泥命 祭日二月十五日 七月廿五日 建物 本

社二間 拜殿間口四間半 雨覆間口五間 幣殿二間 石華表一基 末社二社 盥漱盤

一個 祭器國旗訓奉納 幕二張 岩崎吉三郎 社有財産田六畝二十一歩 氏子

百三十戸 社司欠社掌小幡昌訓全可 全岩崎吉三郎全可

本社創立年月遠遠にして詳かならずと雖も延喜式内下野十一社にて往古より武門武將の敬する所にして建久年間八田定義子孫代々崇敬せしか元龜年間義繁の代織田勢に城陥る義繁逃て佐竹義宣に倚る後須田春則長谷川七右衛門之を領し慶長年間細川興元代て領主となるも世々崇敬せり而して茂木郷の惣社にあり明治四年茂木藩の藩社となり全六年郷社と列せらる享保六年十一月本社再建全年十二月領主細川主馬黒木の華表一基奉納寶曆四年四月修繕明和八年九月拜殿修繕天明九年正月領主細川家にて家根替替文政文久の兩度修繕十四年九月一百七十五階の石礎を新設し全三十四年本社拜殿家根替す社域一千九百十四坪高燥の地にして本社異方に清泉ありて(小井戸と云)方六尺にして周圍に石をたゝみ本社之神水と稱し其水清澄無比にして早霖共に満潤なく常に平水なり(小井戸の村名此より起れる哉)又不動瀧あり(高二丈四尺二段にして風景佳なり)手洗瀧と稱す又西北に城山あり(桔梗城と云ふ)面積十

町余歩恰も小蝶の伏したる如きの地形をなし眺望絶景の地なり境内には古榎老杉森々と繁茂し本郡第一の社境にして晝尙暗く幽邃閑雅にして四時の眺めに富るの地なり社頭の古歌に「荒檀の松の注目繩なかゝれどかけてそ祈る民の榮哉」

全町大字茂木字上の町鎮座

村社八雲神社 祭神素盞鳴命稻田姬命大國主命 祭日九月十五日 建物 本社

一間 四方銅瓦葺 拜殿間口四間半 幣殿二間 末社二社 石瑞籬本社 石燈籠二基 水舎

一棟 社務所間口六間 華表一基 氏子二百三十戸 社掌小幡昌訓住所

本社創立遠遠にして不詳社域四百七十五坪平坦の地にして古杉亭々と高く聳ひ古雅を帯ひ社前には櫻樹を植ゑ花時には一簇の香雲霞の如し

全町大字茂木字嶽山鎮座

村社御嶽神社 祭神國常立命大己貴命 建物 本社間口四尺 拜殿間口三間 幣殿一

棟 末社二社 華表二基 社務所間口八間 雨覆二間 石燈籠六基 石垣延長卅

九 紀念碑一基今井與一 天水釜一個今井與一郎奉納 石燈籠一基今井喜平

尺 平兵衛 華表一基柳岡七郎 全二基氏子 水盤氏子 寶物 神鏡一面細川室 奉納

神輿井戸東四郎奉納 大額一面中村智光奉納 鈴一振今井與一郎奉納 刀劔一振杉田治平奉納 神鏡
 一面八奉納 額面一個正四位與貫書一個杉田泰助奉納 祭器 御酒錫一對三嶋貞位一對今井歌吉鈴木龜吉奉納 幕一張周徳一張石崎全一張片岡午吉奉納 金燈籠一提綱川幸三郎奉納 大幡一對貴族院議員正四位細安三郎奉納 七井村大字普沼一張大兼熊五郎 燭臺一對渡邊卯之氏子惣代三員 社掌岩崎吉三郎住全町
 本社は須多美濃守春則甲州勤番の節故ありて同國御嶽山座王大權現に祈誓し心願成就せは我領内に遷座し永遠に崇敬奉ると誓ひたり而るに大神の靈驗儼として擁護ありければ歸國の後城の巽方槻木村の清地を撰み宮殿を建て遷座せりと傳ふ或年須多美濃守本社大祭參詣したる時の歌に「照りあはず御嶽の山の夕紅葉秋に錦を装ふ神垣」御領主細川主馬殿崇敬し享保六年十一月麻布白幕一張奉納あり或年大晦日に領主細川主近侍を引連れ本社に詣て、自ら社殿の掃除を命し宮殿の裝飾をなし神燈を捧げんとするに燈具を失へ夕方なれば社頭の大樹森々として暗く爲に燈具見當らす近侍の人明朝にては如何と窺ひしに明朝は元日なり今夜献燈せずは大坂の式にならす人は毎年六月晦日拾二月晦日には大坂を修行し以て過犯せる罪穢を祓除し身の安泰を祈奉るへきものなれば早々尋よと申ながら御自も社殿の邊を見廻りながら下奴の淋けなるを見て一すさみ「す、掃へ掃除しまへの油皿仕舞なくして白菊の花」と云へながら見附けたれば燈明捧げ柳葉手向けて「大坂ひ萩ひ清めて潔よかみの社の年の暮かな」と

乞祈奉りて歸館せりと云ふ本社奉仕は往古より持福院にて別當たりしか時の住職宥明御神鏡を東都にて調製し東叡山宮に開眼を願ひし時御神鏡に紅地に金糸にて拾六の八重菊花に波形の覆を宮御自ら奉納せられて今尙存す別當持福院中古退轉し後覺成院別當たりしか明治維新神佛分離の令出るや殿王大權現の号を止め御嶽神社と改號し神職岩崎氏を以て奉仕せしむ本社祭日は九月十九日廿九日にして初九日御化粧祭として神殿を粧飾し神酒に菊花を献し祭典を行ふ中九日種々の物を献し天下泰平國家安全五穀成就氏子安寧を祈り日待と稱して藩士及び氏子一同より白米一升以上宛村役人先立寄集し祭費料に充つ(其時の升は一升六合入なり今尙什器として存在す)末九日は大祭と稱し此れを日出の祭りと云ふ齊主及び當番當組は前日より潔齊にて祭典の準備をなし臣家町村役人を招待し士民列座して祭式を行ふ献備物は白幣三串紅白菊花二盃濁酒甘酒桶に入れ稻穂二束洗米赤飯は桐葉に盛り野采木實は籠に桐葉を敷きて入れ鹽水は土器に盛り五色絹は檜枝に掛け願文竹串に挟み葉賣等を献し式終れば直會として上座並座の二座となし上座には細川家臣町村役人並座は氏子一同來賓に至るまで膳部を出し一晝夜の間饗應したりしか明治十一年より古例の式を止め濁酒甘酒は清酒に變し葉賣は別賣と改まり膳部も齊主及び祭典關係の人のみとなり神輿渡行式にも大概此の直會式の如し社地は小倉山の北中腹に位し老杉古槻蒼蔚として茂生し櫻樹其間に交り花時には一簇の香雲老樹の深翠と相映し風色絶佳なり又

山嶽には松柏茂り四觀洞達常野與甲信の巒峰は悉く雙眸に集り西南には遠く富嶽を望み眼下には逆川及び那珂の長流を下瞰する等殊に絶景なり

石垣落成を讀みて

從七位穗積權司 今井與一郎建設

福きかく流八十うちひとの心たにすなほなりけは神もまもらん

詣御嶽神社

片岡周徳再拜

老槍參立冠兩毛 威靈赫灼至今高 晦玄人在亦雲惠 丹頂仙禽鳴九阜

古槍二本立テ神垣起句故及焉

神園觀花

古槍老杉立可摩 黃鸞院院擲重檢 東風吹散櫻花雪 御嶽塔邊春色多

全町大字三坂字塚戸鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社四方 拜殿間

三間與 雨覆間口九尺 華表一基 氏子二十戶 社掌

行二間 本社創立遠遠にして不詳社域百九十七坪高燥の地にして古松落々と生へ幽靜にして愛すへし

全町大字全字郭内鎮座

村社大光神社 祭神細川興元靈 建物 本社間口二間 拜殿間口三間半 神樂殿間

二間與 石燈籠二基 末社二社 華表一基 氏子三十五戶 社掌

行一間 本社は寛永年間の創立にして從五位細川興實祖先の靈を勧請せし所にして茂木藩士の崇敬社なり社域六百四十九坪平坦の地にして前には逆川の清流濚々として耳を洗ふか如く境内には老櫻ありて花時には一簇の香雲逆川の水光と相映し風色絶佳なり

全町大字神井字日照田鎮座

村社熊野神社 祭神伊佐那美命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社一間 雨覆

一間四 尺四方 華表一基 氏子^{四十五戶} 社掌岩崎吉三郎^{住所}全上

本社創立不詳天保十五年三月十九日再建社域三百二十二坪平坦の地にして後は山脈相連り境内には神井と稱する井戸あり其水清冷にして如何なる早魃なるも潤ることなし神井の村名此より起れりと云ふ

全町大字結田字堀の内鎮座

村社大山神社 祭神大山祇命 祭日陰曆九月廿九日 建物 本社四方 拜殿間口

與行 三間 末社二社 華表一基 氏子^{九十一戶} 社掌

本社創建年月不詳社域二百五十五坪高燥の地にして大字中央西側に在り社木蒼蔚として繁茂し幽邃に

して雅致あり

全町大字林字森鎮座

村社高雄神社 祭神高靈神 祭日陰曆九月二十九日 建物 本社^三尺 拜殿^間口

三間 華表一基 氏子^{四十五}員 社掌

本社創立不詳再建は享保元年三月なり社域七百九十九坪高燥の地にして老杉古樹森々として社壇を擁し幽靜にして愛すへし

全町大字青梅鎮座

村社十二所神社 祭神大物主命 建物 本社^二尺 拜殿^間口^三間 鳥居一基 氏

子^{十二}員 社掌

本社祭神は十二神あるへきに只一神のみ記されたるは頗る誤謬なるへし而れども祭神を知るに由なし
大方天神七代地神五代の神にやあらんかと土俗云へり社域六百九十三坪宇芦陰に在り

全町大字檜山鎮座

村社羽黒神社 祭神稻倉魂命 建物 本社^二尺 拜殿^間口^三間 末社一社 鳥居

一基 氏子^{二十四}員 社掌

本社創立不詳社域七百八十三坪宇羽黒山の幽靜の地に鎮す

全町大字増井鎮座

村社御靈神社 祭神素盞鳴命 建物 本社^二尺^五 氏子^{十八}員 社掌

本社創建不詳社域二百八十七坪宇御靈にあり

中川村

本村は河井、後郷、山内、小深、河又、入郷、飯野、馬門の舊九村を合せしものにて其幅員東西凡二里十町南北凡二里にして各大字部落は山脈起伏の間に点々と散在し自ら一地境を成せり其地勢四圍連山屏立し北は那須郡に接し東は茨城縣那珂郡と山脈を以て縣界を隔てり那珂川は西より來り東に流れ全村の中央を貫き以て全村を南北の二部に分てり其風俗順良にして能く農業を勤め多くの葉煙草を産出せり

古來沿革に付ては往時は共に茂木藩の領邑たりしか維新後第二大区九小區に編入せられ後二戸長役場の所轄に分属し次て今日の一村とはなるなり

本村には村社十社氏子戸數七百八十戸人口五千五百余人を有す

中川村大字河井字八幡山鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 祭日陰曆八月十五日 建物 本社^{間口四尺} 雨覆^{間口三間}
奥行^{間口三間} 拜殿^{間口三間} 末社五社 華表一基 氏子^{百十餘戸} 惣代三員 社掌瀧田平馬^{全所住}
本社創立遠達にして詳かならずと雖も地方の一名社にして明治六年郷社に定めらる全十年八月區畫改
正の際村社に列せらる社域三百三坪八幡山頂上に在りて満山松柏落々と茂生し四顧洞達常野甲信の樹
峰悉く雙眸に集り西南に遠く富嶽を望み眼下に那珂の長流を下瞰し眺矚に富むるの境なり毎年例祭に
は古風の獅子舞あり社有財産田壹反九畝十五歩を有す

全村大字山内字本茶鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 祭日九月十九日 建物 本社^{四尺二寸} 雨覆^{間口三間}
奥行^{間口三間} 拜殿^{間口三間} 廊下九尺四方 末社六社 華表一基 氏子^{六十五戸} 惣代三員 社掌大久保縫殿^{全所住}
社傳に曰本社は當村開闢の時の勸請にして大久保修理太夫奥州天足利別社より茶株を境内に移植し茶
を製し朝廷に献納しければ速に嘉納あらせらる此より本茶明神と稱し元錄二年三月鹿島大明神と改稱
す社域三百三十一坪にして古杉老檜蔚然として生ひ繁り神寂ひて雅致あり社有財産田八畝廿三步を有
せり

全村大字小字國神鎮座

村社國神社 祭神大己貴命少彥名命齊主命 祭日^{四月一日} 祭日^{九月十九日} 建物 本社^{九尺}
拜殿^{間口三間半} 末社四社 華表一基 氏子^{八十五戸} 惣代一員 社掌全上
本社は孝謙天皇の御宇天平寶字元年四月出雲國杵築社より御分靈を奉遷して勸請せしものにて元錄十
三年九月本社再建す社域五百九十二坪平坦の地にして老杉古檜森々と繁茂して天日を洩さず晝尙暗く
深邃にして雅致あり社有財産田一反三畝余歩を有す

全村大字後郷字堂峯鎮座

村社高尾神社 祭神高彥神 建物 本社^{三尺} 雨覆^{間口二間半} 華表一基 氏子^{四十三戸}
惣代一員 社掌岩崎吉三郎^{全所住}
本社創立不詳社域百三十七坪清酒の地に在り

全村大字小深字後月鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 建物 本社^{三尺二寸} 華表一基 氏子^{六十七戸} 惣代一員 社
掌瀧田平馬^{全所住}

本社創立は文明四年十一月一日にして宥源行者の勸請なり 社傳に曰く應仁二年九月廿九日の夜那珂
川(當村地内)に突然大石出顯し此石より毒氣を發し諸魚斃死し平水と雖も水怒き浪荒く殊に大洪水の

時は破船多く人皆之を苦めり故有源之を愛ひて鹿島大神に祈願しければ忽焉として嘗止みけり翌文明四年霜月朔日を以て祠を建て鹿島本宮より御分靈を奉遷し本村の鎮守と崇敬す當時領主茂木上總介治興より拾五貫文及び御供米十五俵下賜せらる寛文二年九月廿八日領主細川豊前守より金貳兩米十五俵寄附せらる正徳五年六月本社再建の砌り領主細川長門守より金七兩貳分寄附せられ領主累代崇敬の社なり社域二百十四坪清酒の地に在り

全村大字飯野字天包鎮座

村社菅原神社 祭神菅原道真命 建物 本社間口三尺三寸 拜殿間口九尺 華表一基 氏子惣代員 社掌小幡昌訓住所全上 本社創立不詳社域四百四十四坪清酒の地にあり

全村大字馬門字堀の内鎮座

村社稻荷神社 祭神稻倉魂命 建物 本社四尺 拜殿間口三間 華表二基 氏子惣代員 社掌八十九戸 本社創立不詳社域六百十四坪耕田の中に鎮し境内には老杉亭々と高く聳て風致幽靜なり本殿は宏壯ならずと雖も優美にして高潔なり

全村大字河又字六升蒔鎮座

村社十二神社 祭神豐城入彦命 建物 本社二尺五寸 拜殿間口二間 鳥居一基 末社一社 氏子惣代員 社掌瀧田平馬住所全上 本社創立は長曆二年にして當國宇都宮二荒山神社を奉遷せし社にして往時二荒山神社と稱せしか何の頃か十二神社と改稱せしも由緒詳かならず文政八年三月回録の災に罹りしを以て天保八年九月本社再建す社域百二十一坪清酒の地にあり

全村大字牧野字明神山鎮座

村社大杉神社 祭神大山祇命 建物 本社一尺八寸 華表一基 氏子惣代員 社掌瀧田平馬住所前全 本社創立不詳社域百五十坪高燥の地に鎮す

全村大字入郷字明神平鎮座

村社大杉神社 祭神大山祇命 建物 本社一尺八寸 拜殿間口三間 鳥居一基 氏子惣代員 社掌全上 本社創立不詳社域四百坪清酒の地に在り

須藤村

本村は町田、千本、上下菅又、坂井、黒田、生井、大瀬、大畑、鳥生田、所草、九石の舊十二村を合せしものにて其幅員東西凡二里南北二里十八町にして區域頗る廣大なるも各部落悉く丘陵起伏の間に散在し其地勢東北一帯那珂川を控へ而して北部より東西二面に亘り丘陵起伏し南方稍々開け其風俗概ね濃厚にして耕耘を勉め農産物を出す

舊各村沿革に付ては往時は茂木藩及び旗下の領邑に分属せしか維新后共に第二大區九小區に編入せられ一戸長役場の所轄となり次て今日の自治區をなし一村を造成せしものなり

本村には村社十一社及び有名は無格社一社ありて其氏子戸數五百二十余戸人口三千八百六十余人を有す

須藤村大字千本字中根鎮座

村社高麗神社 祭神高麗神 軻遇突智命 祭日九月十五日 建物 本社間口四尺

幣殿間口七尺 拜殿間口三間半 鳥居一基 氏子惣代五員 社掌櫻井朗全所住

本社は文龜三年の創立にして永正年間領主千本山城守本殿造營す後領主代々崇敬の社にして正一位を授けらる明治六年五月郷社に定めらる全十年八月區畫改正に際し村社に列せらる社域一千三百六十五

坪高燥の地にして登ること七十二間境内には古樹蔚然と生ひ繁り幽靜にして雅致あり

全村大字町田字石末鎮座

村社羽黒神社 祭神稻倉魂命大己貴命少彦名命 建物 本社四尺六 拜殿間口二

行一間 華表一基 氏子惣代七十三員 社掌板橋英壽全所住

本社は千本城主千本山城守の勸請にして文龜三年の創立なり後一村の鎮守と崇敬す社域四百五十九坪高丘の地に鎮し幽雅にして舊社たるを表す

全村大字上菅又鎮座

村社天満宮 祭神菅原道真命 建物 本社二尺 拜殿間口二間 華表一基 氏子

惣代十七員 社掌

本社創立不詳社域六百二十六坪天神林の清酒の地に在り

全村大字下菅又鎮座

村社菅釜神社 祭神奥津彦神 奥津姫神 建物 本社間口二尺二寸 拜殿間口二間 鳥居一基

氏子惣代五十一員 社掌

本社創立不詳社域三百八坪字三田内に鎮し神田二反一畝二十八歩を有す

全村大字坂井字假宿鎮座

村社近津神社 祭神天津兒屋根命 建物 本社一間二尺 拜殿間口三間 社務所

一棟 華表二基 石燈籠二基 氏子 八十六戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域七百廿五坪高燥の地に鎮し衆庶崇信の社なり社有財産山林八反二畝三步を有す

全村大字黒田鎮座

村社高羅神社 祭神高羅神 建物 本社二尺九寸四方 拜殿間口三間 鳥居一基 氏子

二十五戸 惣代員 社掌

本社創建年月不詳社域百四十四坪清瀨の地にして宇宮上に在り

全村大字生井鎮座

村社十二神社 祭神天神七代地神五代之神 建物 本社二尺三寸四方 華表一基 氏子

二十七戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域百九十八坪字鎮守に在り

全村大字大畑鎮座

村社大杉神社 祭神大山祇命 建物 本社三尺四方 拜殿間口三間 氏子十戸 社

掌

本社創立不詳社域九十三坪字遠西に在り

全村大字大瀬鎮座

村社高羅神社 祭神高羅神 建物 本社間口二間二尺 拜殿間口二間 氏子四十

惣代員 社掌

本社創立社域百三十一坪竹内清酒の地に在りて那珂川の滾々たる音を聞く

全村大字鳥生田鎮座

村社淺間神社 祭神木花開耶姪命 建物 本社尺四間一 氏子二十三戸 社掌

本社創立不詳社域百坪字鹽郷の清酒の地に在り

全村大字所草鎮座

村社青龍神社 祭神高羅神 建物 本社九尺 氏子二十一戸 社掌

本社創立不詳社域百六十八坪清酒の地に鎮す

全村大字九石鎮座

無格社菅原神社 祭神菅原道真命 祭日陰曆三月二十五日 建物 本社間口九尺

華表一基 信徒^{十九戸} 惣代員 社掌

本社創立不詳社域六十坪宇鎌倉山の頂上に鎮し衆庶信仰の社なり境内には奇巖怪石突兀として古松生ひ茂り四顧洞達眼下に那珂の清流を下瞰する等絶景なり

小貝村

本村は續谷、杉山、田野邊、文谷、椎谷、刈生田、羽佛、竹内、大谷津、見上、鹽田の舊十二村を合せて一の自治區をなせしものにて其幅員東西凡一里十八町南北二里各部落丘陵の間に点在し鹽田見上竹内は關街道に沿ひ其他は里道によりて連絡し往來の便備はれり其地勢丘陵起伏し全村を圍繞し僅かに東南の一隅を開けり風俗淳厚にして農業に従事し頗る勤勉の風あり

古來沿革に付ては往時は諸藩及び旗下の采地分屬せしか維新後共に第二大區十小區に編入せられ後一戸長役場の所轄に屬し以て今日に至れりと云ふ

本村には村社十一社氏子戸數五百三十餘戸人口四千人を有す

小貝村大字田野邊宇古屋敷鎮座

村社高麗神社 祭神軻遇突智命 祭日陰曆九月十九日 建物 本社間口六尺

拜殿間口五間 木鳥居一基 末社一社 氏子^{八十四戸}惣代員^{五員} 社掌櫻井繁茂^{全所住}

本社創立年月遠遠にして詳かならずと雖も領主千本十郎の崇敬社にして神田を寄附せられ領主累代崇敬せらる昔時本社は宇宮下山の中腹に鎮せしか正徳二年今の地に奉遷し西向なりしを明治二十五年南向となす社域三百六坪高燥の地にして老杉森々として社壇を築し櫻木枝を交へ幽靜にして愛すへし

全村大字續谷字堀の内鎮座

村社高麗神社 祭神高麗神 祭日 建物 本社間口一間半 華表一基 氏子^{二百}

戸惣代員 社掌小森芳春^{全所住}

本社創立遠遠にして詳かならずと雖も往古より一村の鎮守にして社域二百八十一坪を有し古杉老樹亭々として神威と共に高く聳ひ幽雅にして高潔なり

全村大字文谷字仲町道鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神根裂神經津主命 建物 本社四尺 拜殿間口三間半 末

社四社 華表一基 氏子^{七十一戸}惣代員^{一員} 社掌直井若丸^{全所住}

本社創立不詳社域八百七十七坪平坦の地にして古樹森々として繁茂し社門の側に老櫻ありて花季に至れば其香衣袂を襲ふ樹幹長大にして苔蒸し古色愛すへし

全村大字推貝鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 建物 本社四尺 拜殿間口三間 末社三社 華表一基
氏子二十四戸 惣代員 社掌
本社創立年月不詳社域六百坪清酒の地に在り

全村大字荊生田鎮座

村社高雄神社 祭神高靈神 建物 本社二間 拜殿間口四間 末社二社 鳥居一基
氏子三十八戸 惣代員 社掌
本社創建不詳社域二百三十八坪字山の神の幽静の地に在り

全村大字羽佛鎮座

村社三輪神社 祭神大物主命 建物 本社一間 拜殿間口四間 華表一基 氏子十五戸
惣代員 社掌
本社創立不詳社域二百十九坪字權現山の高燥の地に在り

全村大字竹内鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 建物 本社九尺 華表一基 氏子二十二戸
惣代員 社掌
本社創立不詳社域百九十坪字御靈山に鎮す

全村大字鹽田字宮久保鎮座

村社星宮神社 祭神經津主命 建物 本社二間 華表一基 末社一社 氏子五十戸
惣代員 社掌

本社創立不詳社域一千五百九十三坪を有し清酒の地に在り

全村大字杉山字八幡山鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社一間 拜殿間口三間半 幣殿九尺 華表一基
氏子十七戸 惣代員 社掌

本社創立寛文元年にして文久元年六月九條關白尙忠卿の揮毫せる神號の篇額を藏し兼庶崇敬の社なり
社域一千二十坪高燥の地にして頗る幽静なり

全村大字大谷津字明地鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 建物 本社五尺 雨覆間口二間 末社二社 華表一基
氏子五十戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域六百二十七坪平坦の地にして古樹高く聳ひ風致愛すへし

全村大字見上鎮座

村社星宮神社 祭神警裂神 建物 本社一間 華表一基 末社一社 氏子二十七員 社掌

本社字後山に鎮し社域百八十七坪を有す

市羽村

本村は市場、上根、赤羽、多田羅、石下、笹原田の舊六村を合せしものにて其幅員東西凡二里二十町南北凡一里十町にして上根市場石下笹原田は茂木街道に赤羽は水戸街道に沿ひ其他は里道連絡し往來交通の便あり其地勢概ね平坦にして小貝川は西部を貫流せり風俗質朴にして能く農業に従事し勤勉の風あり

古來沿革に付ては往時石下笹原田は茂木藩の領邑にして其他は旗下の采邑に分属せり維新後は共に第二大區十小區に編成せられ後二戸長役場の所轄に歸し次て今の一自治を爲せり

本村には村社六社其氏子戸數六百余戸人口五千二百余人を有す

市羽村大字市塙字久保前鎮座

村社日枝神社 祭神大山咋命 祭日陰曆八月一日 建物 本社九尺 雨覆三間半
拜殿間口五間 華表一基 末社一社 氏子二百廿員 社掌
奥行三間

本社創立年月詳かならず社域二千二百六十五坪平坦の地にして境内には古杉老檜蔚然として生繁ひり幽邃にして神威の儼たるを表す

全村大字赤羽字町裏鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命比賣神瓊々杵命赤土命天津兒屋根命經津主命 建物 本社間口一間 拜殿間口四間半 華表一基 氏子百五十七員 社掌壺田實全所
奥行五尺 奥行二間

本社は大同二年の創立にして建保四年九月再建後鹽田陸奥の再營にして士民崇敬の社なり慶安二年十月徳川將軍家光より社領五石全郡多田羅村地内に於て朱印を附せられ全將軍累代先判の例により朱印を賜はらる明治六年五月郷社に定められ全十年八月區域改正に際し村社に列せらる社域三千六坪平坦の地にして古松森々と繁茂し幽靜にして雅致あり

全村大字多田羅字本町鎮座

村社星宮神社 祭神警裂命 建物 本社四尺 拜殿間口三間 雨覆二間半 鳥居一基
根裂命 奥行二間 全所
末社三社 氏子三十五員 社掌佐藤龍康住
惣代二員石川宗重郎村部松吉

本社の起元は今本社山と唱ひる處に祀りしか嚆矢にして後安永五年村の中央の清地の今の地に神殿改築し一村の鎮守と崇敬す社域四百五十坪平坦の地にして樹木蔚蒼神寂ひて雅致あり

全村大字上根鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 建物 本社間口五尺 華表一基 氏子六十三戸 社掌
根裂神 奥行一間

本社創立不詳社域六百七十六坪平坦にして字相の内に在り

全村大字石下字前鎮座

村社高麗神社 祭神高麗神 建物 本社二間 拜殿間口三間 華表一基 氏子三十
四 奥行二間 氏子二十

惣代 社掌

本社創立は康平五年八月十八日にして嘉永七年八月九日の再建なり社域六百四十八坪大字の稍々中央にして古樹亭々と高く聳ひ幽雅にして清洒の地に在り

全村大字笹原田字株木鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉册命速玉男命事解男命 建物 本社四尺 拜殿間口三間
四 奥行二間

華表一基 末社二社 氏子二十五戸 社掌
惣代 員

本社創立不詳再建は明治十二年九月廿九日なり社域四百九十六坪及び社有財産田一反六畝拾叁歩を有せり

南高根澤村

本村は芳志戸、下高根澤、八ツ木、上稻毛田、給部の舊五村を合せて自治の一村となせしものにて其幅員東西凡二里南北凡一里十八町地勢概ね平坦にして原野多く五行野元の兩川及び小貝川の用水數派經流し灌溉の利乏しからず又道路交通に至りては茂木街道及び關街道の二道ありて往來の便備はれり風俗醇厚剛強にして能く耕耘を勤むるの風あり

古來沿革に付ては往時は烏山藩及び旗下の采邑に分屬せしか維新后第二大區十小區に編入せられ其後一戸長役場の所轄に歸し以て今日に至れりと云ふ

本村には村社五社其氏子戸數四百八十餘戸人口四千百餘人を有す

南高根澤村大字蘆志戸字中郷鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 祭日三月十三日 建物 本社間口五尺銅葺 拜殿間口三間
根裂神 九月十三日 奥行一間

間葺葺 華表一基 末社三社 氏子百二十戸 社掌見目織三郎全村全
惣代 員 大字住

本社創立不詳と雖も古社にして享保四年三月十三日を以て正一位を授けらる明治三十年九月拜殿再建三十一年九月本社の屋根銅瓦に葺換す社域四百廿五坪平坦の地にして老杉古檜森々と繁茂し景趣頗る幽靜なり社有財社として田貳反八畝余歩を有し又社費には神祇管領長上下部朝臣の揮毫せる神號篇額を藏す

全村大字下高根澤字大久保鎮座

村社安住神社 祭神素盞鳴命大己貴命少彦名命 建物 本社間口二間五尺銅葺
拜殿間口五間トタン葺 末社七社 石木華表二基 石燈籠六基 氏子二百五十員
惣代員 社掌

本社創建遼遠にして不詳なれども地方の舊社にして明治六年五月郷社に定めらるる全十年區劃改正の爲め村社に列せらる社域九百七十四坪高燥の地にて一の鳥居内は切石を敷き詰め石の燈籠左右に並列し境内には古杉老檜蒼蔚として繁茂し幽邃にして雅致あり

全村大字八ッ木字上町鎮座

村社諏訪神社 祭神健御名方命 建物 本社間口二間 拜殿間口三間 幣殿間口五尺
末社四社 華表一基 氏子四十五員 社掌小堀龜一郎全所住

本社創立不詳社域三百八十坪平地にて三方渠川を廻らし神橋を渡れば古杉繁茂し幽雅にして清洒なり

全村大字給部字西の入鎮座

村社高尾神社 祭神高靈神 建物 本社二尺 拜殿間口九尺 瑞垣延長四間 華表一基
氏子 社掌

本社創立不詳社域五百十坪を有し字西の入の清洒の地に在り

全村大字上稻毛田鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神根裂神 建物 本社四尺 雨覆四方 拜殿間口二間半 末社二社
氏子六十余員 社掌

本社創建年月不詳社域三百七坪字宿に在り

祖母井村

本村は祖母井、稻毛田、上下延生、與能の舊五村を合せしものにて其幅員東西凡一里十八町南北凡一里あり稻毛田は關街道に祖母井上延生は茂木街道に沿ひ其他は里道連絡し往來頗る便なり其地勢概ね平坦にして田圃多く五行川及び高田川小貝川の分水は村内を經流し各部落の灌溉に供す風俗温厚にして農耕に従事し頗る勤勉の風あり

古來沿革に付ては往時は大田原鳥山の諸藩及び旗下に分隸し維新后共に第二大區十小區に編入せられ後又一戸長役場の所轄に歸し次て今の自治區となせしものとす

本村には郷社及び村社四社其氏子戸數五百十戸人口四千八十余人を有す

祖母井村大字稻毛田鎮座

郷社八雲神社 祭神素盞鳴命稻田姬命大己貴命 祭日陰曆三月廿八日 建物 本

社一間 雨覆間口三間半 幣殿間口三間半 拜殿間口四間 末社二社 華表一基 氏

子百十九戸 惣代員 社司欠社掌岩松才輔全所 社掌小塚慶治小貝村大字推貝住

本社創立は大同二年にして當時上下稻毛田上根三村の鎮守なりと云ふ建久年間那須資之本社を崇敬す

後佐竹氏も崇信せり長徳二年三月本社をして祇園牛頭天王と稱す元和二年領主大田原氏本社を再建す

寶永四年四月拜殿再建享保七年三月十五日正一位を授けらる明治六年五月八雲神社と改稱し宇都宮縣

第四大區十小區の郷社に定めらる全十年八月郡内三十一村の郷社に改たまり地方衆庶信仰の社なり社

域一千百十八坪平坦の地にして古杉老檜森然として生へ茂り神々として深遠の趣あり、社寶には神鏡

一面、太刀一振、赤色面（氏子及び信徒等本社へ祈雨の節寶庫より之を出す神前に備へ祈願せは必ず

靈驗あり）一個、大日本史、史記標林、古訓古事記、古語拾遺、職原抄、土佐日記及び神樂要具等を藏

す

全村大字祖母井字上横町鎮座

村社祖母井神社 祭神彦火々出見命素盞鳴命木花開耶姬命 祭日陰曆二月十三日 六月廿日、

廿一日、九月十九日 建物 本社間口一間一尺 拜殿間口五間 末社二社 華表一基 水盤石一

基 氏子百三十戸 惣代四員 社掌北村采三全所住

本社は久安元年の創立にして元本村の東北隅なる清酒の地を撰み彦火々出見命素盞鳴命を合殿に祀り

て上の宮と稱又本社より南一町余を隔て、小澗祖母井の邊りに木花開耶姬命を祀りて下の宮と稱し本

村鎮守神と崇敬せり後祖母井城主祖母井信濃守通時兩社再建す正嘉二年八月大風雨の爲め兩社破損す

此時祖母井遠江守再立し時々修繕を加へ後天文二年十月祝融の災に罹り宮殿盡く火燼に歸す後寶曆三

年上宮下宮を合併し今の社地に移遷し星宮三社と稱せしも明治六年祖母井神社と改稱し村社に列せら

る神職は創立以來今に至る迄北村氏（北村家は地方の舊家にて名族たり）にて世々奉仕せり社域四百三

十一坪字上横町に鎮し境内平坦にして古杉老樹亭々と高く聳ひ神寂ひて古雅を帯ひ毎年六月大祭には

神輿を昇き多くの山臺を出す此日遠近より來り賽する者多く市街最も雜沓を極むと云ふ

祖母井村大字與能鎮座

村社安住神社 祭神表筒男命中筒男命底筒男命 祭日陰曆九月廿九日 建物

本社間口八尺小羽葺 雨覆間口四間 萱葺 幣殿間口九尺 杉皮葺 拜殿間口三間 萱葺

木鳥居一基 末社六社 氏子百餘戸 惣代三員 社掌入江眞澄水橋村大字 西水沼住

本社創立年月遠遠にして詳かならずと雖も安政四年三月神主入江美濃正氏子惣代鹽田幸八同伴して上

京し神祇管領長上へ請へ安任山王神社の神號を賜はらる明治五年安住神社と改稱し村社に列せらる社
域一千四百八十四坪平地にして嘉永年中鹽田榮助杉苗七百余本を寄附し境内に植付けしか今森々と繁
茂して社殿を擁し神寂ひて頗る雅致あり

全村大字上延生字中道上鎮座

村社天滿宮 祭神菅原道眞命 建物 本社間口四尺 雨覆間口二間 拜殿間口三間
華表一基 末社四社 氏子五十三戸 社掌岩松才輔住所 惣代 員 前全

本社創立は天文元年正月廿五日にして延生雅樂之際の勸請なり爾後延生鎮之目兩村の鎮守と崇敬す天
正十三年淺野長政志願成就の報賽として德行天神の符額を奉納せしより德行天神と改號す明治六年天
滿宮と改稱し村社に列せらる社域一千六百十八坪平坦の地に鎮し、社有財産田二反歩字德行内に在り

全村大字下延生鎮座

村社日枝神社 祭神大己貴命 建物 本社六尺四方 拜殿間口三間 華表一基 氏子
六十五戸 社掌北村栄三住所 惣代 員 前全
本社創立不詳社域四百三十坪字綾住に鎮し末社三社を有し風景佳なり

水橋村

本村は西水沼、東水沼、北長嶋、打越新田、東西高橋の舊六村を合せて一の自治村となせしものにて
其幅員東西一里半南北二里各部落の距離接近し一條の仮定縣道に沿ひ其他は里道より連絡を通し往來
交通の便あり其地勢概ね平坦にして田圃多く野元五行の兩川南流し此水を以て昔ねく灌溉に及ぼせり
風俗概ね朴直にして頗る農業に勉勵せり

舊各村沿革に付ては往時は結城領及び眞岡代官所の支配又は旗下の采地に分屬せられ維新後共に第二
大區七小區に編入せられ後又一戸長役場の所轄に屬し以て今の一村となるなり

本村には郷社及び村社四社ありて其氏子戸數四百九十戸人口三千八百余人を有せり

水橋村大字西水沼鎮座

郷社天滿宮 祭神菅原道眞朝臣命 祭日陰曆小祭正月廿五日 大祭九月 建物 本社間口六尺
檜小羽葺 雨覆間口三間半 惣代 員 前全 幣殿間口九尺 惣代 員 前全 石葺 拜殿間口四間半 惣代 員 前全 萱葺 神樂殿間口四間半 惣代 員 前全
枋葺 社務所間口四間 惣代 員 前全 萱葺 末社十社 木華表二基 御供水井覆舎一棟 盥漱盤
覆舎一棟 制札一ヶ所 氏子百二十戸 惣代 員 前全 社司月江玉置那須郡那須村住 社掌入江眞澄全字 須村住
社有基本財産田五反七畝二歩畑四反四畝廿九步 宅地二畝二十步 山林七畝八
歩合地價金百九拾八圓五拾貳錢四厘を有す

本社創立遼遠にして未だ詳にせずと雖も本社を勧請せしより筑紫の水沼に摸擬し村名を水沼と改め長崎の渡船場大船戸を擬し字船戸と稱し京都北野の一字を取りて社地を北原と名付けて船戸北原天神と稱し明治維新に際し天満宮と改稱し郷社に列せらる、社域一千四百九十九坪高燥の地にして境内には古松老杉森々と繁茂し神寂ひて古雅を帯ふ社前の西側には梅櫻柳を植ひ花時には一簇の香雲老樹の深翠と相映し眺賜頗る佳なり

全村大字東高橋字高尾神鎮座

村社高橋神社 祭神軻遇突智命 祭日陰曆九月二十九日 建物 本社間口一間半
拜殿間口五間 雨覆間口三間 華表二基 末社三社 氏子百七戸 惣代七員 社掌阿久津利平 西高橋住

本社は大同二年の創建にして往時高野神社と稱し手塚氏代々神職を務め一村の鎮守神たり維新に際し高橋神社と改號す後阿久津氏繼て社掌たり社域五百七十九坪渺茫たる田圃の中に在りて仮縣道より北に入る二町余にして老杉古樹亭々と高く聳ひ幽邃にして風致愛すへし

全村大字打越新田鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 祭日陰曆九月二十九日 建物 本社間口一尺六寸 奥行三尺

拜殿間口二間半 末社四社 木鳥居一基 氏子十戸 惣代一員 社掌入江眞澄 全村大字 西水沼住
本社創建遼遠にして詳かならず社域四百五十坪平坦の地に鎮し境内には古松老杉亭々と高く聳ひ風色嫺然として抑すへし

全村大字東水沼字藤山鎮座

村社十二所神社 祭神天神七代神地神五代神 祭日陰曆三月七日 建物 本社間口五尺五寸 檜小羽葺 幣殿間口九尺 杉皮葺 拜殿間口五間 萱葺 雨覆間口三間半 萱葺 奥行四尺五寸 末社一基 鹽漱石一基 石燈籠二基 末社十一社 氏子百餘戸 惣代三員 社掌入江眞澄 全村大字 西水沼住

本社創立未だ詳にせず往古より東水沼郷の惣社にして明治五年村社に列せらる社域一千二百八十八坪高燥の地にして石礎百三十階躋れば境内には古杉老樹森々として蒼蔚し神寂ひて雅致あり

全村大字西高橋字中峯鎮座

村社行事神社 祭神大己貴命 祭日三月一日 建物 本社間口二間半 拜殿間口三間 末社十一社 華表二基 氏子百餘戸 惣代四員 社掌阿久津利平 全村大字 西高橋住
本社勸請年月不詳社域九百八十坪字中峯の高燥の地に在り

全村大字西高橋字中峯鎮座

無格社勝善神社 祭神保食命大已貴命 祭日二月二十八日 建物 本社三尺 雨覆九尺

四 華表一基 信徒三百人惣代阿久津淺太郎 社掌阿久津利平住所前全

本社は延暦五年の創立にして阿久津忠太夫の勸請にして往古より牛馬守護の神とて諸人崇敬の社なり 奉仕は水沼天満宮神主人江家の兼務たりしか維新後は阿久津利平の奉仕なり社境は字中峯にありて民 有社地九十餘坪を有し馬場の長さ七十餘間あり祭日には馬數百疋西より東より廣至し其雜沓名狀すへ からすと云ふ

清原村

本村は道場宿、刈沼、全新田、野高谷、板戸、竹下、鎗山、上籠谷、氷室の舊九村を合せしものにて 其幅員東西凡一里南北凡二里半に亘り道場宿野高谷刈沼は茂木街道に沿ひ其他は烏山街道に鎗山氷室 は水戸街道に沿ひ其他は里道を以て連絡をなし交通の便備はれり其地勢平坦にして西方一帶鬼怒川を 控へ北は鹽谷郡と境を接し他の二方は原野田圃を以て區域を畫せり風俗醇厚にして農業に従事し頗る 勉勵の風あり

古來沿革に付ては往時は真岡代官所の支配地にして維新后共に第二大區十小區に編入せられ後分れて

二戸長役場の所轄に分属し次て今日に至りしものとす

本村には村社九社其氏子戸數六百八十餘戸人口五千五百六十餘人を有す

清原村大字道場宿字山内鎮座

村社今宮神社 祭神豐城入彦命 建物 本社二間 石華表一基 氏子七十七戸 惣代員

社掌

本社創立年月遠遠にして不詳社域四百四十五坪高燥の地にして古樹亭々と高く聳ひ風致頗る佳なり

全村大字板戸字今泉鎮座

村社智賀都神社 祭神大己貴命田心姫命味耜高彥根命 建物 本社一間 拜殿

間口三間 幣殿二間 盥漱盤舎間口二間 末社二社 華表一基 氏子七十九戸 惣代員 社掌

赤羽吉郎平

本社創建年月未だ詳かならず社殿壯麗にして境内百九十坪老樹亭々として繁茂し就中社前の水盤巨大にして人目を惹く其他二三の末社を擁して風色閑雅なり

全村大字野高谷鎮座

村社三島神社 祭神大山祇命 建物 本社間口六尺八寸 拜殿間口三間 木鳥居一

奥行八尺五寸 奥行二間

基 石燈籠二基 氏子三十五戸 惣代員 社掌全上

本社創立不詳社域四百七十六坪字森に在りて末社四社を有せり

全村大字氷室中の島鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 根裂神 祭日陰曆九月十三日 建物 本社二間 拜殿間口三間

華表一基 末社四社 氏子六十七戸 惣代三員 社掌大田和金吾全所住

本社創立は遼遠にして不詳社域四百三十三坪平坦の地にして古杉老檜雜生して稍や深遠の趣あり神職往時は村上氏にてありしか後大田和と改め今尙奉仕せり

全村大字刈沼鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 根裂神 建物 本社四尺 拜殿間口二間 末社三社 華表一基

氏子十四戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域六百七十六坪を有し字鎮守林面に在り

全村大字刈沼新田鎮座

村社鷗鷺草神社 祭神鷗鷺草不合命 建物 本社一間 拜殿間口二間 氏子二十

惣代員 社掌

本社創立不詳社域六十九坪及び社有財産山林四畝廿四歩を有し字峯に在り

全村大字竹下鎮座

村社高麗神社 祭神高麗神 建物 本社三尺 雨覆一棟 華表一基 氏子四十六戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域三百六十八坪清酒の地に在り

全村大字鐮山鎮座

村社星宮神社 祭神天津瓊々杵命 建物 本社三尺 雨覆間口九尺 末社一社

華表一基 氏子六十二戸 惣代員 社掌

本社創立不詳社域二百六十二坪を有し字向畑の清瀟の地に鎮す

全村大字上籠谷字堀内鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉册命速玉男命事解男命 建物 本社三尺 雨覆一棟

華表一基 末社三社 氏子六十九戸 惣代員 社掌

本社勸請年月不詳社域一千四十一坪古樹蔚然として生へ茂り頗る幽靜なり

下野神社沿革誌附録

栃木縣神職傳記

芳賀郡部

箕輪正治氏傳

氏は下野國芳賀郡飯貝村(今大内村大字飯貝)に於て文久元年六月十五日を以て生る氏家は往古より維新の際まで熊野神社別當職にして本山修驗正年行司たり而して配下數十院を支配し殊に地方の舊家たり氏は幼より穎敏學を好み進徳舎學校に入り修學すること數年後金枝道三に就き皇漢の學を研究す長して沈勇深遠なり明治十四年三月飯貝村社熊野神社祠堂に拜し全十七年本縣皇典講究分所に出て受験し仮學證を得る全十八年九月教導職試補を申付られ全十九年五月權訓導に本郡教師第二組長に翌年訓導に進む全二十年三月本郡東郷村縣社大前神社兼務祠堂を命せられ全二十二年權少講義に全二十二年日本赤十字社正社員に列す全三十年一月皇大神宮御鎮座千九百年奉祝會員募集委員に本縣神職會議員支所幹事に撰はれて其職を勤緻し全十二月神風講社副社長に進む全卅二年八月本縣皇典講究分所商議員に神宮奉齋會禮部補に全卅四年一月本試驗の成績に依り六等司業を授けらる全廿五年四月本郡神職取締支所長に擧げらる氏か斯道に盡して篤く又官衛中小學校新築に献金したるを以て縣廳郡衙及び神

職取締所長戸田子爵より賞状に添へ金員物品等を賞與せらる此れ氏か今日までに於ける略歴なり素より其要を詳記する能はずと雖も氏か性行の一斑を知るに足らんか

大久保登氏之傳

資性の深遠なると才識の該博なるを以て令聞の高きは大久保登氏なり天津兒屋根命廿一代の孫正二位内大臣大職冠鎌足の末裔にして藤原を姓とす家代々下野國芳賀郡大澤村御靈神社の別當職にして神宮山景政寺と號す氏は弘化三年を以て大澤村(今七井村大字大澤)に生る幼にして穎敏學を好み精通する所あり明治元年復飾して神主となり専心神に奉仕す全八年朽木縣中教院に於て受験し御靈神社の祠掌に拜し全九年七月兼教導職試補申付られ全年大澤學校事務係を兼務全十二年十一月益子神道講習所取締に全十四年十月第二十番學區學務委員に全十六年十月内務省より權訓導に補せられ全十七年五月本縣皇典講究分所に於て試験を経て三等仮學證を授けらる全年十一月少講義に補し全二十四年神官取締所設定委員に撰まれ全會議員に擧らる尙滿期再撰せられて今其職に在り又神官取締支所幹事を務め彌功勞尠からず爲に褒賞を受ること數回大澤學校事務擔當勉勵に付白木綿一反七井尋常高等小學校新築費金寄附せしに付木杯一個廿七八年日清戰役の際軍用品献納せしに依り賞状全三十一年五月を以て本支所創立以來格別心力を盡したるを以て祝詞全書一部全三十四年一月學事上盡力の賞として扇面等

朽木縣知事神職取締所長賞與せらる尙氏は村制施行前より今に役場の書記を勤務し永年村務に従事し頗る功勞あり

木村祝務氏傳

諱は勝賢通稱は祝務天保六年六月廿三日を以て下野國芳賀郡西田井村に生る父は鹿島神社神主櫻井峻河正藤原正利の四男にして幼名を將監と云ひ幼より學を好み風野從五位を師とし皇漢の學を修め汎く經史に涉獵し才學の聞いあり氏資性温厚篤實恭儉純孝能く父母に事ふ長して家を出て安政三年八月全郡益子村木村氏を繼ぐ氏の家は世々鹿島神社の祠官たり祖先は遠く正二位大納言紀麿の裔紀勝麿にして勝麿居を益子の里に構ひ紀を改めて木村を姓とし累代長殿の家と稱し繼續す後承和十二年を以て本村鹿島神社の禰宜に補せらる勝麿の子勝道より勝行勝忠勝重勝信勝光重勝勝義勝高勝次貞勝勝孝勝知十二代を経て勝知の子長三勝長益子城主紀行宗の家臣となる其子勝正より勝秀勝嘉勝慶勝經勝朝五代を経て文治元年勝術繼ぎ此時源氏と改む勝術の子勝臣より勝基勝武勝利勝家頼勝勝直勝友勝詮勝隆元勝勝憲勝範勝輝勝則勝廣勝弘勝昭十七代を経て大永七年勝昭の子長太夫勝景世襲の職を繼ぎ神殿を再建す永録三年長司勝宗繼ぎ慶長九年長太夫源義勝徳川家康より神饌料として社領を賜はられ慶安元年長太夫源勝繼三代將軍家光より朱印社領を拜受し寛文中長太夫源勝親領主より除地圭田を拜受す元

録年中藤兵衛尉勝則職を襲き享保年中若狹守源勝益神祇官より神主繼目祭日法令衣冠着用の許狀を拜受し下社家一員舞神子一員を取立られ寶曆年中市正源勝直神主繼目許狀を受く天明年中市正源保好繼目許狀を受け職を盡し文化十四年戸磨勝明社頭悉皆建替文政六年主鈴源守勝神職を繼く天保九年寺社奉行へ願濟の上全十年九月十一日全部上大羽村綱神社神主分家改立社領を拜受し上大羽村に住す天保十四年和泉頭勝宥神主職繼目且祭日一日法令衣冠着用を許さる勝賢元治元年正月廿八日上京其職を襲き明治三年正月廿二日を以て神祇官より改めて下野國芳賀郡益子村鹿島神社前神主源勝宥跡以件勝賢補被社神主職卒且暮致欽肅之誠不可令社頭破壞事を命せらる全四年四月十五日黒羽藩より神官取締役を仰せ附られ其責任を完ふしたるは同職の賞する所なり全六年五月七日宇都宮縣より郷社鹿島神社社掌並に一小區村社祠掌兼務を命せられ全八年三月十四日栃木縣中教院に於て教義試験を受けしに氏は好成績を以て及第したり全十年七月廿日神道管長より教導職試補を命せらる全九年六月十六日臨時講師を命せられ全十年八月區内改正せられたるか故に郷社改つて村社と變す依て氏直に同社祠掌に再任せらる全十一年二月廿五日埴村春日神社祠掌兼務を命せらる全八年八月二日布教卒先勉勵せし廉を以て神道教書五部神道支局より賞與せらる全十二年三月七日神道支局詰を命せらる全八年八月鹿島神社拜殿幣殿を再建す全十年十月十三日内務省より權訓導に補せらる全十一年十一月十九日日本縣神道分局より益子神道

習所取締役を命せらる全十二年十二月十八日全局より職務格別勉勵の廉を以て中啓一握を賞與せらる全十三年十一月廿四日神宮管長より四等教師を命せらる全十二年十二月五日本縣神道分支局資本説諭係を命せらる全十四年一月八日教導勉勵に付金圓を賞與せらる全十五年二月廿二日芳賀郡第三部長を本縣神道分局より命せらる全十六年二月五日本縣皇典講究分所創立以來事務擔任を命せられ功勞尠ならず依て賞として金五圓を下賜せらる全十七年五月十九日皇典講究分所の試験を経て三等仮學證を授與せらる全十一年一月四日權少講義に補せらる全十九年四月五日本縣皇典講究分所より芳賀郡神官擔當員を命せらる全廿四年十月一日本縣神官取締所設定委員に投撰せられ同郡神官議員に撰出せらる全廿五年十月十四日大講義に補せらる全二十九年權少教正に補せらる全三十一年五月廿一日本縣皇典講究分所より祭典作法講了證を下附せらる全日本縣神職取締所より功勞を賞する爲め葬祭要誌一部を授與せらる氏や幕府時代より茲に至るまで五十有余年本職を盡す汲々種々一日の如し公務に盡して更に私務を顧みず豈常人の決して企て及ふへからざる所故に德望日に滋し氏亦慷慨の士にして妖教蔓延を憤慨し人と談するに掃蕩の事を以てす時に粒々辛汗滿面に溢る子孫を教ふるに敬神愛國を以てす現今神職に奉する士にして氏の門下より出づるもの頗る多し氏今や七旬に過くと雖とも尙饒鏗として壯者も及ばざるなり嗚呼氏の性行後進者の龜鑑とするに足る

櫻井冲氏傳

氏は下野國芳賀郡西田井村今山前村字西田井に於て明治三年八月を以て生る氏の家は代々全村鹿島神社の祠官にして藤氏の正統なり世々子孫連綿として西田井の郷に住し櫻井を以て氏となし文録年間中興の祖兵部其子惣左衛門尉上京神祇管領長上に謁し官位を賜はられ後三世を経て享保年中信濃守政勝より七代の孫政賀まで襲職し其孫氏に至りて十二代本社に奉仕す氏は實に縣社大前神社々司櫻井文庫の長子にして幼より學を好み眞岡町小學校に入り全十五年六月卒業す後益子日新館に入り皇漢の學を學ひ全十八年五月受験し三等仮學證を得る全年八月二十五日全村々社鹿島神社祠掌を命せらる全廿六年五月改めて全村々掌に補し全村大字鶴田村社星宮神社々掌に補す全三十年訓導に全三十一年一月三等補教に拜し全年五月大内村大字清水村社星宮神社々掌に全年全月祭典作法を講了す全年六月長沼村大字太田郷社八幡宮及び無格社高良神社々掌に全三十三年四月長沼村大字古山無格社星宮神社々掌に兼補せらる全年十月神宮奉齋會禮部補及び全會贊成員芳賀組取締に委屬せらる氏は明治十九年一月郡役所並に第三中學校西田井尋常小學校新築費及び備品購入費を献金したるを以て賞狀を下賜せらる且て神職取締本支所創立以來心力を盡したる賞として葬祭要儀一部全卅五年職務勉勵として若干の金員講を下賜せられて賞せらる氏資性温恭篤實深沈にして父の職を繼ぎ未だ半生に至らざるも斯道に盡し

斯の如き實に至誠の士と云はさらんや

柳田茂平氏傳

氏は万延元年三月十五日を以て下野國芳賀郡東郷村今眞岡町大字東郷に生る父は飯田市平にして氏は其二男なり明治十二年二月出て柳田氏を相續す氏は幼より穎敏九才より十五才まで風野從五位に隨ひ皇漢學を修め明治十三年七月大前神社周旋係を囑せらる全十九年二月神宮教々導職試補申付られ全廿一年一月神傳禊教々補心得に全廿二年三月訓導に全年十月少講義に全廿三年三月神傳禊教五等教師に補し全廿四年十月茨城縣下へ布教派出を命せらる全廿八年十一月試験の成績に依り七等司業を授けらる全三十一年十月四日を以て縣社大前神社々掌に補す全三十三年五月物部村大字三谷村社高麗神社大字高田無格社熊野神社三の宮神社稻荷神社愛宕神社々掌に兼補す氏性温雅通曉にして果斷敬神の意篤く遂に神道に入り教職となりて銳意衆を導いて名望高く尙進て神職となり縣社に奉仕するは偶然に非ざるなり噫氏の名譽百世に傳誦すと云ふへし

入江眞澄氏傳

諱は吉實通稱眞澄姓は藤氏嘉永元年八月十三日を以て下野國芳賀郡西水沼村今水橋村大字西水沼に生る父は入江若狹守吉段にして氏は其長子なり氏の家は代々同村天満宮の祠官にして中興の祖を入江式

部重藤原吉次と云ひ承應四年二月神祇管領長上より同社神主職に補せらる次に隠岐守吉平延寶五年三月を以て同主勝正吉万元録十一年二月を以て全大和守吉武正徳年間を以て全志摩守吉陳京保九年二月全河内守吉流は明和五年二月全出羽守定吉文化八年二月を以て全美濃守吉賢安政四年二月を以て全若狹守吉段何れも上京全社神主職に補し且吉段は尙進んで祭禮一日法令衣冠着用を許され中祖式部亟より九代にして氏に及ぶ神に仕へる當家の如く久しきは偶然にあらずといふへし氏は幼にして塩田備後正に隨ひ皇漢の學を修め尙能く祭式作法を學ひ父の職を襲く維新に際し一時退職せしも斯道熱心にして神を拜する事常に怠らず全十二年二月御嶽講一番社副世話係を勤め全年九月教導職試補となる全年十月宮比講第二番社世話係を勤め全十五年十月御嶽教師心得となり全十七年十月本縣皇典講究分所に於て試験を受け三等假學證を授けらる全年十一月權訓導に補し全年十一月郷社天滿宮祠掌を命せらる全十八年一月訓導に廿二年七月二荒山神社並大眞子山御嶽山登拜世話掛を勤務す全廿四年十一月權少講義に全廿六年七月改めて郷社天滿宮祠掌に拜す全年八月權中講義に三十年九月大講義に累進す三十一年五月祭典作法講了證を本縣皇典講究分所長より授與せらる全年全月本支所創設以來格別心力を盡したるにより其賞として葬祭要誌一部本縣神職取締所長より賞せらる氏人となり沈黙にして感歎なり故に衆の氏に望を措く又宜ならずや

塩田實氏傳

氏は弘化元年三月十五日を以て下野國鹽谷郡上高根村に生る赤羽周藏の二男にして幼名を由三と云ひ穎邁にして學を好み某々に從ひ皇漢學を修む文久元年正月出て赤羽村(今市羽村大字赤羽)鹽田備後正の嗣子と成り塩田大貳と改名す氏の家は地方の舊家にして鹿島神社の神職を世襲し祖先を塩田鹽物定延と云ひ長治四年三月鹿島神社に奉仕せしより統を累ぬる十四代年を閱する七百三十年の久しきに至るは偶然に非らずと云へし氏天資温雅忠直にして深沈職務を嚙勉し傍ら實業を勉勵して大に資産を増殖す明治二年二月神祇官に出頭して塩田實と改め襲職す明治六年四月宇都宮縣廳に於て受験し五月七日郷社鹿島神社祠掌を命せらる尙一小區の村社祠掌兼務を申付らる全八年八月地租改正擔當委員及び村吏惣代となり専ら村務に心力を盡す全十年區劃改正と共に郷村社も改まり故に全月六日を以て村社鹿島神社の祠掌に轉す本村總理委員を兼年給三十六圓を給せらる全年十月兼教導職試補申付られ神風講社五等教師に神道教會第二番社長に神風講社四等教師に全十六年戸長役場筆生及び衛生委員に擧ぐる年給四十三圓となる全年七月少講義に補せられ全十七年七月三等假學證を得る全廿一年權中講義に全廿四年三月本大字區長に全廿八年一月權大講義に本大字無格社稻荷神社々々に全廿九年全村大字市塙村社日枝神社々々に本大字無格社高齋神社外四社を兼補せらる全三十年五月權少教正に累進す氏又

諸官衙學校等の建築費を寄納し又軍資金軍事費等を献納し賞状を下賜せられ又職務勉勵の廉にて再三物品を賞與せらる全三十一年五月祭典作法を講習し講了證を得る全十二月本村大字上根村社星宮神社々掌に兼補せられ日本赤十字社正社員たり氏本職に勉むる三十四年村務に従する二十有七年一にも休職せず倦怠なく能く勤勉し村事に功勞ある鮮なからず

櫻井繁茂氏傳

氏は弘化三年二月某日下野國芳賀郡田野邊村(今小貝村大字田野邊)に於て生る櫻井群祇の第一子にして幼より穎敏學を好み父群祇に隨て漢學の勺讀及び數學を修業す明治六年二月家督相續す櫻井家は村社高羅神社の代々神職にして地方の舊家たり氏明治七年六月全郡文谷村國文養教師瀧田千穂に従ひ小學教授法を學ぶ全年八月救養舍助教となる全九年本村地租改正擔當を務む全十二年七月本村戸長役場筆生に擧げらる全十三年五月本縣廳より昨十二年虎刺拉病災に罹りし窮民救助として献金せしを以て賞状を下賜せらる全十九年全郡續谷村外十一ヶ村の用係に全二十二年小貝村役場書記に全年栃木縣廳建築費金を献納せしを以て賞状を賜はる全廿三年四月小貝村長に推撰せらる全廿四年七月村長を辞す全廿六年二月村社高羅神社々掌に補せらる氏資性温慈にして多識深遠にして慷慨の心あり又能く學事を奨勵し村事を擔務し亦國語を單究し斯道の隆盛を謀らんとす實に偉ならんや

小林利平氏傳

氏は文政七年三月十五日を以て下野國芳賀郡赤羽村(今市羽村大字赤羽)に生る小林利左衛門の第七子なり幼にして日光に遊ひ神辨僧都に従ひ漢學を學ひ長して東宮千別に就て皇學を研究す人となり穎達敏慧にして慷慨の心あり廿二歳の時他家に出て故ありて歸家して家督を相續す安政二年禊教に入る明治十年三月全講社周旋係に尋て神傳禊教々諭を命せらる全年五月鷄足山神道小教院副幹事に全年九月教導職試補を申付られ全十二年三月宮比講二番社五等教師に全十四年六月大成教禊教社第二番龜岡分社副長に禊教四級教補に全十五年三月郷社龜岡八幡宮祠掌に拜す尋て大日本獎風會委員に神傳禊教五等教諭に及訓導に補し全十七年十月權少講義に尙進て少講義に全十九年五月本縣皇典講究分所に出受驗し三等仮學證を得る二十年七月中講義に廿一年三月權大講義に本教會龜岡分所維持資本積立並利倍增殖法擔任を命せられ廿二年九月大成教本部大教院建築献金集纏係に龜岡分院部内禊教神稟附與擔任に全分院副長に大講義に全年七月權少教監に全廿六年十二月少教監に全廿八年三月少教正に累進す氏職務に勤績して其任務怠たらず斯道の隆盛を計る事老軀を以て壯者に優れると云ふ其功勞に對する褒賞に曰く

維新以來禊教之爲め格別盡力したるを以て狩衣地一領授與せらる

明治十年十一月八日

神道事務局

老嫗を以て寒暑を犯し布教上特に勉勵の趣により中啓一握賞與せらる

明治十二年十二月十八日

神道事務局

大久保縫殿氏傳

氏家は藤原の末流にして祖先大久保修理太夫より鹿島神社の神職にて延寶五年三月大久保屋俊上京神祇管領長上に謁し神主職に補せられしより八代則ち元禄年間伊豫守屋重寛保年間屋次資曆年間屋高安永年間屋直文化年間大和守屋榮文政年間山城正家義天保年間屋職にして皆上京先例により其職を繼續す氏は實に屋職の長子にして弘化二年十一月十五日を以て下野國芳賀郡山内村(今中川村大字山内)に生る幼にして大武正方に隨ひて七年間漢學を苦學す明治八年山内學校中務係に同村地租改正擔當を命ぜられ全十年十月村社鹿島神社祠掌申付られ全十二年兼教導職試補を命ぜられ全十八年本縣皇典講究分所に出て受験し學證を得る全十九年七月本村會議員に全廿一年六月茂木町外四十一村の高等小學校聯合會議員に舉らる氏天資沈勇にして容哲職を盡して怠たらず故に衆の能く推尊するの士か

櫻井朗氏傳

氏は天保九年十二月を以て下野國芳賀郡多田羅村に生る苅部元八の第二子にして幼より學を好み佐藤渡に就き皇漢の學を修む后出て櫻井家を繼ぐ氏の家は千本家の鎮守大宮五社神社の代々神主にして櫻井主計助源信儀天正二年三月神主職に補任せしより統を累ぬる十三代三百廿九年の久しきに至る而るに五代目主膳源信常の代千本落城せしにつき代官市川孫右衛門儉地繩入の時延引致し常州笠間へ立越へ井上河内守の家臣となりて承應二年二月より延寶五年三月まで勤仕せし處に舊主千本家より井上家に掛合引戻しに付男子二人を井上家に勤仕せしめ櫻井要人歸郷し天和二年四月九日大宮神社に奉仕仰付られ是より氏に至る六代勤績す明治十一年神風講社世話係に囑せられ全十三年七月二十日本村々社高麗神社祠掌を命ぜられ全十四年一月神道修成派世話係に全十五年八月村會議員に舉げられ全十七年十二月本縣皇典講究分所に出て受験し學證を得全三十一年五月祭典作法を講了し其證を得る氏又學校創立に際し又は警察分署新築等に献金したるを以て褒狀を下附せられて賞せらる氏天資濃厚篤實にして信義を重んじ人に接する和易にして頗る衆望あり

岩崎吉三郎氏傳

氏は慶應元年七月三日を以て下野國芳賀郡鮎田村(今茂木町大字鮎田)に於て生る父は鈴木勘七母は鈴木氏なり遠く祖先を尋ぬるに大職冠鎌足公の後裔にして藤氏の正統なり氏幼にして出て岩崎家を繼ぎ氏長となり敬神篤志にして學を好み明治八年より全十六年まで茂木小學校に入り下等小學第五級を修

ひ全年十一月神道御嶽教巴講社副社長となり該講社に心を盡し功勞あり全十七年四月より全十八年五月まで木村祝務に就ひて皇典學を修め全年五月皇典講究分所に出て受験し三等仮學證を授けらる全年八月郷社荒樫神社祠掌を命せられ全十月村社御嶽神社兼務を命せられ全十九年神宮教々師試補に全年七月神井村々社熊野神社祠掌に全廿二年權訓導に全廿五年御嶽教より權大講義に補せらる全年七月皇典講究分所に於て本試驗を受け八等司業の學證を授けらる全年大講義に補し全廿七年十一月神宮教職を辞す全廿八年八月郷社荒樫神社々掌に補す全廿九年權少教正に進み全年十一月縣下教師檢定委員に全年赤十字社正社員に列し全年生田目玄仲に就て鍼治を修め免許を得る又神占二等を免許せらる全三十年一月村社御嶽神社無格社八幡宮外一社を兼補せらる全卅年十二月少教正に昇る全卅一年祭典作法を講了し全日本支所創立己來格別心力を盡したるを以て葬祭要儀一部賞與せらる全年十二月大字神井村社熊野神社無格社二社及び中川村大字後郷村社高尾神社の社掌に兼補せらる全卅三年四月を以て布教上盡力の廉を以て御嶽教廳より再三物品を賞與せらる氏資性廉潔にして通曉沈勇なるを以て人益々敬服せざるはなし

小森芳春氏傳

氏は安政三年五月某日を於て下野國芳賀郡積谷村(今小貝村大字積谷)に生る氏の家は往古より代々高

羅間龜大明神兩宮の祠官にして小森左近藤原春光を中祖とす春光は寛永三年上京神祇管領長上に謁し全社祠官に補し次に小森内膳春次寛永十七年二月上京次に小森春屋寛文四年三月上京出雲守に任し全社祠官たり次に春安元禄十六年三月上京伊勢守となり次に春久享保十三年二月を以て伊賀守に次に正徳寶曆十年十月伊豆守に次に正春寛政十年二月和泉正に次に恒房文化八年六月上京駿河守に次は但馬正恒房にして皆神祇管領長上より全社祠官に補せられ神に仕ふる氏に至て十代年を閲する二百八十年連綿として奉仕せるは頗る舊家と云ふへし氏は實に小森周春の長子にして幼名芳三郎と稱し後改めて芳春と云ふ幼より穎敏學を好み板橋某に就て皇漢學を修む長して學務委員となり尋て村社高麗神社々掌を命せられ各大字村社及び無格社の社掌を兼補し日本赤十字社の正社員たり氏資性温厚廉潔にして公務を勤勉し學事獎勵に力を盡したるを以て益々人の信任する所となる

小林清記之氏傳

氏通稱將監姓は藤原諱は守勝といふ後改めて清記と號す安政元年正月十三日を以て下野國芳賀郡生田目村(今益子町大字生田目)に生る氏の家は全村高麗神社の祠官にして文録年間小林左仲を中祖とし寛永年間全正之丞寛文年間全内記元禄年間全貢享保七年十一月全正致全社神主に昇り長門守に仕して先職を繼ぐ寛保年間全民部寶曆年間全隠岐守義勝安永年間全左近義正享和年間全上總正義福文政年間全

準八信之天保年間全宮内重信嘉永年間全主水近信安政年間全市正守信にして小林正教より代々神主に補し中祖小林左仲より氏に至りて代を重ねる十四代の間神に仕へて久しきは偶然にあらずと云ふへし氏は實に守信の長子にして幼より學を好み水戸藩士須藤晋齊に就へて漢學を學ひ後泉田良齊に就へて皇漢學を修む後又木村時習に隨ひ漢學を研究す明治十七年五月本縣皇典講究分所に於て試験を受け及第す全年七月二十日本村々社高麗神社の祠掌に拜し全二十年十二月神宮教の教職に補す全廿二年三月神宮教々義擴張費の内へ金壹圓寄附せしに付賞狀を交附せらる明治廿七八年戰役の際軍資金及び從軍者家族扶助宮城巖手青森三縣の海瀋罹災者救恤の爲めに献金せしを以て賞狀を賜はらる氏資性篤實にして謙遜の心深く加ふるに深遠沈黙なり故に神に仕へ人に接して叮嚀信實ならざるはなし衆の氏に望を措く信ならんや

岩松才輔氏傳

氏は嘉永四年十二月某日を以て下野國芳賀郡西高橋村に生る高橋萬藏の二男にして明治五年二月出で全郡稻毛田村(今祖母井村大字稻毛田)岩松家を繼ぐ氏幼より穎悟谷中氏に就き漢籍を學ぶ後石川氏に就き漢學數學を修む明治四年五月より全六年三月まで金枝健に隨ひ皇漢數の三學を研究す全年四月宇都宮縣廳に出で國學試験を受け五月七日を以て郷社八雲神社の祠掌及び第四大區十小區村社祠掌兼務

申付らる全九年兼教導職試補を命せらる全十二年二月稻毛田神道講習所副取締となる全十六年六月芳賀郡第四十六番學區格致館二等授業生申付らる全廿七年大社教日光山崇敬教會優待賛助員たり氏天資温恭仁慈にして斷力あり能く公私の職任を勤勉し其筋より金員物品を賞與せらるること再三なり以て氏の性行一斑を窺ふに足る

古塚慶治氏傳

慶治氏は高松當郡芳志戸村の人嘉永三年九月九日を以て生る父を喜代三といひ其三子なり幼にして鹽谷郡花岡村鈴木某に掬育せられ十四歳の春日光山金藏坊の侍臣となり傍ら漢學を修め翌年江戸に遊び有馬兵庫頭に仕へ徒士に列し二人扶持年金廿四兩を給せらる而るに慶應四年の春偶々奥羽の乱起るや氏君命を奉して宇都宮に出陣し進んで越堀驛及び白川上高谷に至る時會津降伏となる故に歸陳す明治維新に際し其任を辭し許されて郷に歸り家職を勵み益々盡忠の意を体す後明治五年出で全郡推谷村古塚家を繼ぐ(今祖母井一四五番地へ轉籍す)全七年中教院に入り皇漢の學を研究す全八年十月本村々社星宮神社祠掌を申付らる全年十二月兼教導職試補となる全十四年二月布教勸勵せしを以て賞を受ること再三全年五月本職を辭す全年七月全郡續谷村開羅神社の祠掌を命せらる全年九月全郡稻毛田村郷社八雲神社の祠掌に轉任す全十五年神道教會保食講社の教師となり全十七年九月御嶽教巴社結聚係に日

本赤十字社正社員に列す皆其任務を盡して功績を顯す氏又官術學校建築等に献金をなし其工事を助け又公共の事に心を盡さるはなし氏資性廉直恭儉事をなすに悉く緻密にして着實ならざるはなし

豊田智房氏傳

氏は弘化元年六月三日を以て下野國芳賀郡高岡村今山前村大字南高岡に於て生る豊田智明の長子なり幼にして穎敏學を好み田村智棟に従ひ皇漢學を修み氏家代々鹿島神社の神職にして中祖豊田知輝より氏に至て八代連綿として鹿島神社に奉仕す氏人となり學業の傍ら實業に心を用ひ頗勉勵せり明治八年八月二日を以て鹿島神社の祠堂に拜し全年教導職試補を申付られ全十七年本縣皇典講究分所に出て受験し三等仮學證を授けらる全十一月權訓導に補す三十一年五月祭典作業を講習し講了證を得る氏資性温厚にして玄鑑斯道に盡して怠たらず従つて村人の信任する所となる

高松文庫氏傳

氏は天保七年十一月廿五日を以て下野國芳賀郡西田井村に於て生る故ありて文久三年二月高松家(今山前村字東大島)を斷く氏幼より穎邁學を好み某々に就へて皇漢學を修め明治三年復飾す全十一年二月一日全郡阿部岡村三の宮神社祠堂を命せられ全十二年九月教導職試補を申付られ全十三年六月公衆の望に依り東大島村衛生委員に撰せられ全十六年六月本郡第七番學區新育學舍四等授業生に拜し全十

七年十月本縣皇典講究分所に於て受験し三等仮學證を授與せらる 資性深沈篤實にして守ること堅く神人に接して謹麗なり衆の望を措く又宜ならずや

見目織三郎氏傳

氏は下野國芳賀郡芳志戸村(今下高根澤村大字芳志戸)に於て嘉永四年正月四日を以て生る見目雅樂の長子にして幼年岡田某に従ひ漢學數學を學び人となり醇厚質直にして家業を精勵し父母に事ふること孝順人と交はるに信實ならざるはなし氏の家は代々星宮神社の神職にして中祖采女太夫より代を累ぬる八代二百四十余年連綿として統を繼ぎ頗る舊家と云ふへし明治十二年九月教導職試補を命せられ全十七年十月御嶽巴社副社長に全十八年訓導に補し全二十七年九月權少講義に進み全三十一年五月村社星宮神社々掌に補す全年全月祭典作法を講了す氏は小學校建築及び坂路修築費等に献金し其筋より賞狀を受領せりと云ふ

河原三千喜氏傳

氏は河原幸八郎の長子にして慶應二年十月五日を以て下野國芳賀郡大平村(今七井村大字大平)に生る氏の家は往古より代々村吏を勤め地方の豪家にして天保七年十月稗二十俵大田原藩廳に献納し以て饑民を救ひ藩主許すに永世苗字帶刀大名主格を以てす氏は幼より穎敏學を好み人となり力を實業に用て

家業を勉勵し以て大に家勢を擧ぐ天資温雅廉潔剛毅にして義侠心あり能く強を挫き弱を扶け人の困難を省みる故に衆人の敬服倚信する所となる明治十九年地押調査委員に撰まれ尋て村會議員及び區長に擧げられ郡農林會員及び村農林會評議員兼理事となり又小宅尋常小學校建築委員長となり工事を執筆し速に成功に至るを以て縣知事より木杯を賜ふて賞せらる又本郡種苗交換會に糯米出品して褒狀を得る征清役從軍者家族扶助として献金せしを以て賞狀を受け軍事公債に應ずる二回日本赤十字社正社員たり村社熊野神社及び無格社五社の氏子惣代にして社殿の隆盛を謀ること怠たらず又下野神社沿革誌編纂事業につき頗る贊助する所あり又父母に孝順にして能く子弟を撫育し維新の初め祖先を改祭して中世以降の佛式を禁め皇朝の國式に改め開祖の遺訓を守り以て家門の繁榮を祈る等實に敬神にして頗る孝道を盡すと云はるらんや

贊助員名錄

順次不同

芳賀郡

- 郷社龜岡八幡宮社掌 岩松 義男君 全 社々掌 小林 利平君
- 特別縣社大前神社兼社掌 箕輪 正治君 全 社々掌 柳田 茂平君
- 郷社荒榎神社々掌 小幡 昌訓君 全 社々掌 岩崎 吉三郎君
- 特別村社御靈神社々掌 大久保 登君 村社鹿島神社々掌 鹽田 實君
- 郷社八幡宮社掌 中里 彦九郎君 村社祖母井神社々掌 北村 采三君
- 郷社八幡宮社司 土井 元文君 村社鹿島神社々掌 木村 祝務君
- 郷社八雲神社々掌 岩松 才輔君 全 社々掌 小塚 慶治君
- 郷社天満宮社司 月江 玉置君 全 社々掌 入江 眞澄君
- 村社鹿島神社々掌 櫻井 仲君 村社高麗神社々掌 櫻井 朗君
- 村社鹿島神社々掌 豊田 智房君 村社高麗神社々掌 小森 芳春君
- 村社八幡宮社掌 瀧田 平馬君 郷社八幡宮社掌 柳 友三郎君
- 村社高麗神社々掌 小林 清記君 村社智賀郡神社々掌 赤羽 吉郎平君

無格社大平神社々掌	平山 昌武君	村社三宮神社々掌	高松 文庫君
村社星宮神社々掌	見目 織三郎君	村社高橋神社々掌	石川 綏恭君
村社綱神社々掌	木村 央君	村社高橋神社々掌	阿久津 利平君
村社高靈神社々掌	櫻井 繁茂君	村社出流神社々掌	小池 茂平君
郷社龜岡八幡宮社掌	永野 萬吉君	村社日枝神社々掌	岩松 義一君
熊野神社氏子惣代	河原 源三郎君	村社熊野神社氏子惣代	河原 三千喜君
星宮神社氏子惣代	富田 幸次郎君	村社道祖神社全	高松 甚兵衛君
村社稻荷神社全	高橋 磯次郎君	皇學會副會長	川田 由太郎君
皇學會幹事	田中 定一郎君	村社鹿島神社氏子惣代	飯口 龜藏君
全	細川 豊八君	全	高松 吉重君
全	豊田 與十郎君	全	渡邊 源吾君
全	豊田 龜五郎君		

特別賛成員 皇學講習員

逆川村大字福手	河原 林藏	見目 靜	清宮 寅吉	益子町大字上大羽
小幡 清次郎	山口 多藤二	七井 三次	太田 常勝	田中 定一郎
中田 喜四郎	廣木 源吉	逆川村大字深澤	川又 徳治	高松 八十吉
根本 房吉	全 龜松	磯 市三郎	梅野 滋治	田中 彌一郎
杉山 勝位	茂木町大字鮎田	櫻井 留市	飯村庄左衛門	下大羽岩崎長一郎
根本 七郎	小堀 寅次郎	大山 岱多郎	逆川村大字木幡	逆川村大字飯
小幡 源四郎	七井 寅次郎	川又由右衛門	横堀 新造	鈴木 治平
全 勘次郎	小林 末吉	梅野 又市	櫻井 峯吉	全 民造
仲田 浪吉	小堀 藤四郎	清宮 彌一郎	七井村大字大澤	小瀧 岩治
全村大字小山	七井 倉之助	磯 文吉	川田 由太郎	山口 清五郎
山口 龍太	全 富之助	全 重造	小瀧 幹利	
添田 市平	小堀 武雄	清宮 清吉	高鹽 平吉	

明治三十六年四月十日印刷
明治三十六年四月廿日發行

(不許轉載)

編輯者兼
著作者

風山廣雄

栃木縣芳賀郡逆川村
大字小山七番地

印刷者

柴謙吉

茨城縣水戸市大字上
市南三ノ丸二番地

印刷所

弘文社

茨城縣水戸市大字上
市南三ノ丸二番地

116
1911

